

整備主任者法令研修資料

令和5年度

【福島運輸支局 地方教材】

監修 東北運輸局福島運輸支局
発行 (一社)福島県自動車整備振興会

目 次

<令和5年度整備主任者法令研修地方教材>

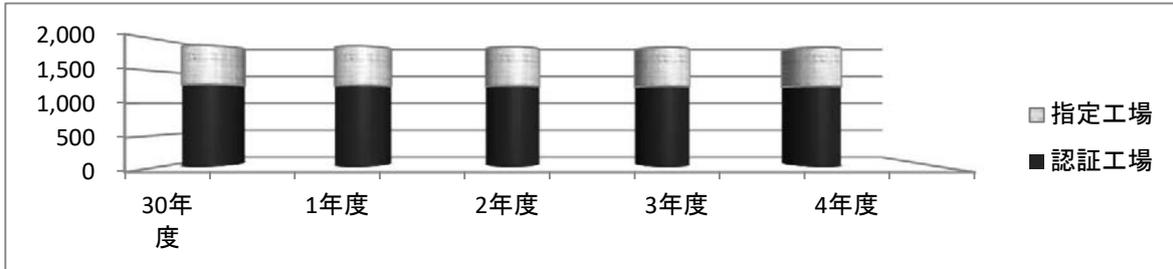
1. 自動車整備事業の実態の概要について（速報値）…………… 1
2. 特定整備事業者の関係法令抜粋について…………… 4
3. 自動車特定整備事業者の皆様へのお願いについて…………… 9
4. OBD検査の概要について…………… 16
5. OBD検査プレ運用へのご協力のお願いについて…………… 23
6. 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の
保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について…………… 37
7. 「自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス
測定器の校正について」（令和2年4月23日付け国自整第17号）の廃止について…………… 41
8. 燃料電池自動車の使用者、整備・販売を取り扱う事業者の方へ…………… 42
9. 特定小型原動機付自転車について…………… 43
10. 大型車の車輪脱落事故防止について…………… 45
11. 自動車税種別割納税証明書の有効期限の取扱について…………… 61
12. 検査対象軽自動車の自動車検査証の電子化について 令和6年1月～…………… 70
13. 二輪コース閉鎖のおしらせ…………… 76
14. ロードインデックス表&計算例…………… 77
15. 主な車検の有効期間及び定期点検間隔一覧表…………… 79
16. 電子制御装置整備の認証追加申請時における届出様式及び
添付書類チェックシートについて…………… 82
17. 様式ダウンロード方法について…………… 83
18. 定期点検実施時の点検方法の見直しに伴う記録簿記載例について…………… 84

1. 自動車整備事業の実態の概要について（速報値）

福島運輸支局検査・整備・保安部門

1. 自動車整備事業場数(年度別:福島県内)

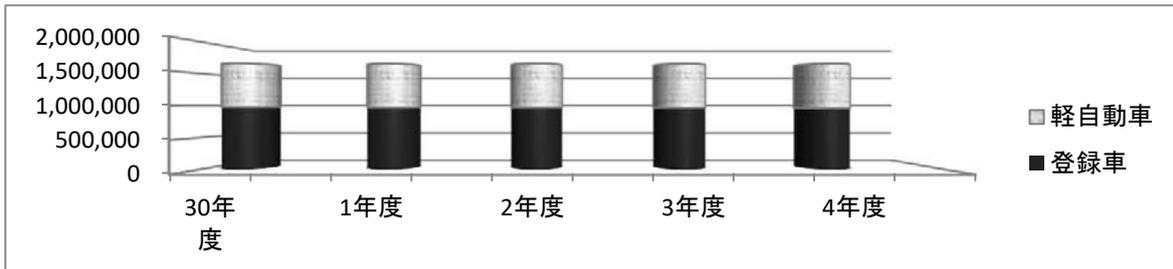
	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
認証工場	1,294	1,282	1,275	1,269	1,269
指定工場	618	621	615	613	613
(指定割合)	32.3%	32.6%	32.5%	32.6%	32.6%
合計	1,912	1,903	1,890	1,882	1,882



- ・令和4年3月末の自動車整備事業場数 1,882事業場
- ・認証工場 1,269工場 指定整備工場 613工場(32.6%)
- ・認証はH30年度、指定はR1年度をピークに減少に転じている

2. 自動車保有台数(年度別:福島県内)(H30年度~R4年度)

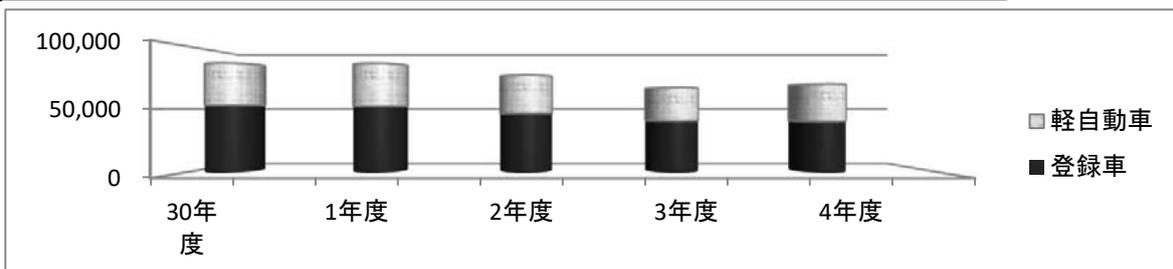
	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
登録車	971,169	966,177	965,080	960,787	955,880
軽自動車	686,624	687,890	691,214	692,685	699,622
(軽の割合)	41.4%	41.6%	41.7%	41.9%	42.3%
合計	1,657,793	1,654,067	1,656,294	1,653,472	1,655,502



- ・登録車は減少、軽自動車は若干の増加。

3. 新車新規登録・届出台数(年度別:福島県内)

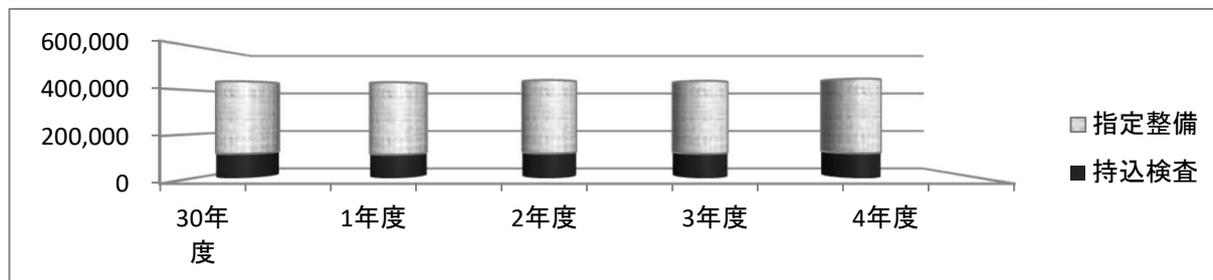
	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	30年度対比
登録車	53,265	52,463	46,423	40,643	40,269	75.6%
軽自動車	32,781	33,365	30,245	26,331	29,477	89.9%
(軽の割合)	38.1%	38.9%	39.4%	39.3%	42.3%	
合計	86,046	85,828	76,668	66,974	69,746	



- ・令和4年度は前年度比で登録車は減少、軽自動車は増加
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による生産台数の減少と推測

4. 継続検査台数(年度別:福島県内・登録車)

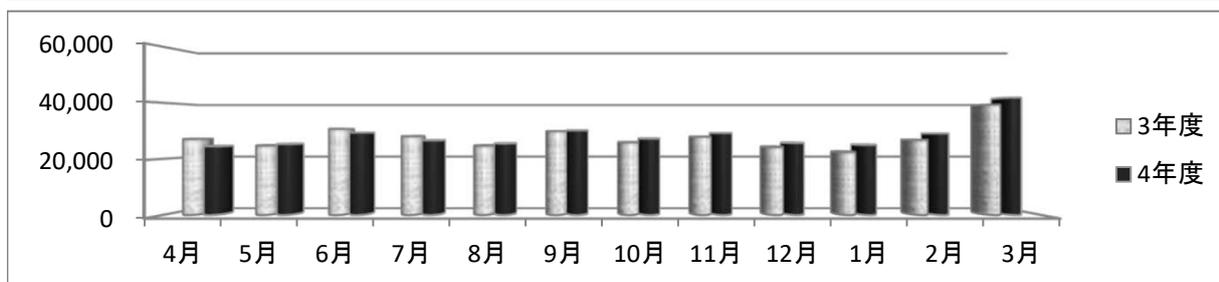
	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
持込検査	110,574	107,083	112,435	110,916	113,269
指定整備	330,039	329,226	333,694	331,451	339,012
(指定整備率)	74.9%	75.5%	74.8%	74.9%	75.0%
合計	440,613	436,309	446,129	442,367	452,281



・令和4年度は持込検査・指定整備ともに増加

5. 継続検査の推移(月別:福島県内・指定整備・登録車)

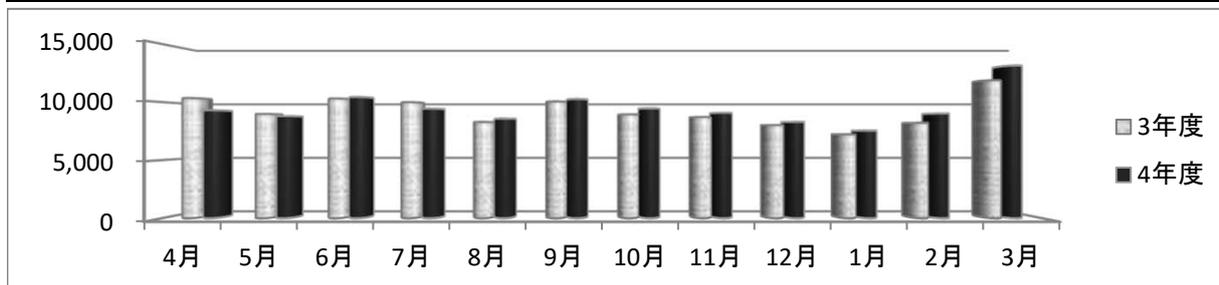
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	27,064	24,727	30,698	28,069	24,673	29,879	25,853	27,859	24,200	22,388	26,710	39,331
4年度	24,457	25,243	29,327	26,560	25,444	30,167	27,201	29,191	25,644	24,949	29,021	41,808



・令和4年度は、前年と比較し前半5ヶ月は減少傾向、以降は増加傾向

6. 継続検査の推移(月別:福島県内・持込検査・登録車)

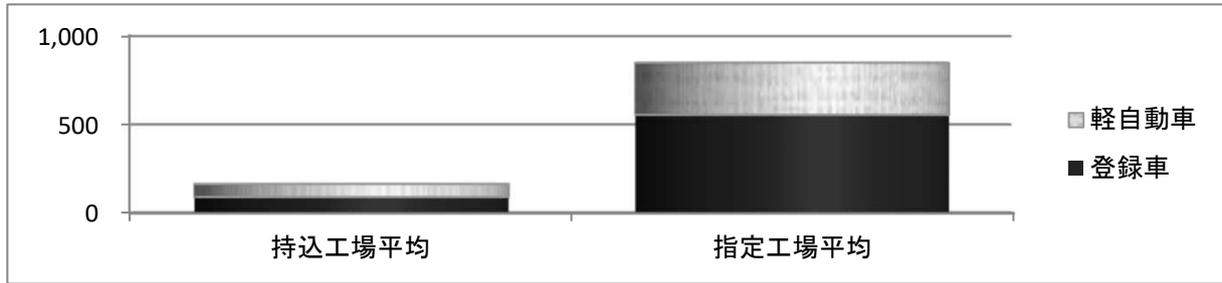
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	10,339	8,977	10,304	9,985	8,287	10,051	8,936	8,709	8,021	7,213	8,214	11,880
4年度	9,290	8,790	10,432	9,429	8,569	10,256	9,455	9,070	8,288	7,538	9,011	13,141



・持込検査についても前年と比較し前半5ヶ月は減少傾向、以降は増加傾向

7. 一事業場当たりの継続検査台数(令和4年度:福島県内)

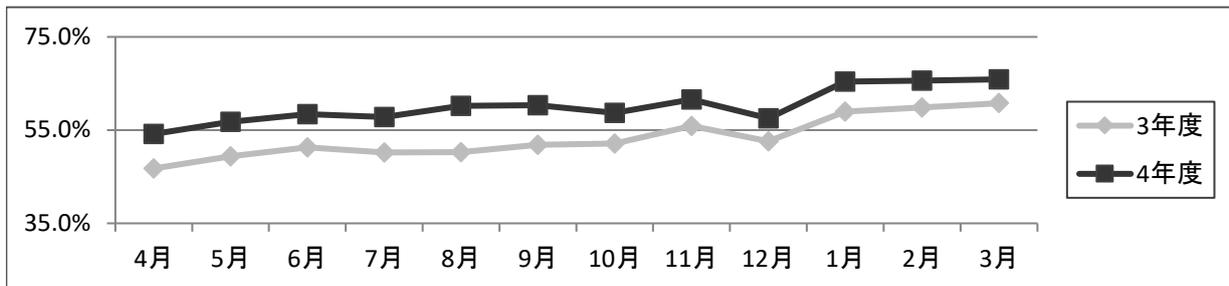
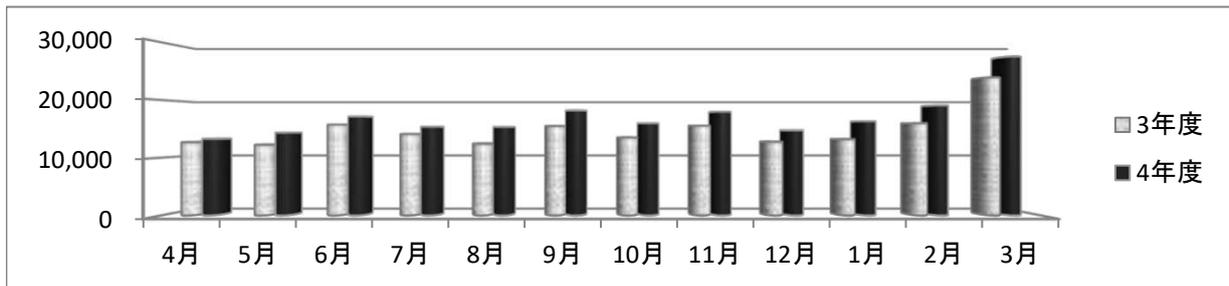
	事業場数	登録車	軽自動車	合計台数
持込工場	1,269	113,269	93,597	206,866
持込工場平均		89	74	163
指定工場	613	339,012	180,876	519,888
指定工場平均		553	295	848



- ・持込工場では一工場平均で163台
- ・指定工場では一工場平均で848台

8. OSS申請による継続検査台数(登録車:福島県内)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年度	12,658	12,208	15,736	14,077	12,388	15,491	13,475	15,557	12,724	13,189	15,980	23,905
指定申請率	46.8%	49.4%	51.3%	50.2%	50.2%	51.8%	52.1%	55.8%	52.6%	58.9%	59.8%	60.8%
4年度	13,245	14,331	17,132	15,349	15,319	18,194	15,964	17,958	14,737	16,308	19,042	27,537
指定申請率	54.2%	56.8%	58.4%	57.8%	60.2%	60.3%	58.7%	61.5%	57.5%	65.4%	65.6%	65.9%



- ・令和4年度は前年同月比で5%程度上昇

2. 特定整備事業者の関係法令抜粋について

2. 特定整備事業者の関係法令抜粋

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両法施行規則（抜粋）

（自動車特定整備事業の種類）

第77条 自動車特定整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の特定整備を行う事業をいう。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 普通自動車特定整備事業（普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）
- 二 小型自動車特定整備事業（小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）
- 三 軽自動車特定整備事業（検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）

（認証）

第78条 自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

- 2 自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3 自動車特定整備事業の認証には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 4 前項の条件は、自動車特定整備事業の認証を受けた者（以下「自動車特定整備事業者」という。）が行う自動車の特定整備が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該自動車特定整備事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（申請）

第79条 自動車特定整備事業の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その役員の氏名
 - 二 自動車特定整備事業の種類
 - 三 事業場の所在地
 - 四 前条第二項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けようとする者にあつては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲
- 2 前項の申請書には、その申請が次条第一項各号に掲げる要件に適合するものであることを証する書面を添付しなければならない。
- 3 地方運輸局長は、自動車特定整備事業の認証を申請した者に対し、前二項に規定するもののほか、その者の登記事項証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

（認証基準）

第80条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。

- 一 当該事業場の設備及び従業員が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第九十三条の規定による自動車特定整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者(当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第百三条第二項の公示の日前六十日以内に当該法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。二において同じ。)であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又は二のいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

2 前項第一号の規定による基準は、自動車特定整備事業の種類別に自動車の特定整備に必要な最低限度のものでなければならない。

道路運送車両法施行規則

(認証基準)

第57条 法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

一 事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、且つ、別表第四に掲げる規模の屋内作業場及び車両置場を有するものであること。

二 屋内作業場のうち、車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること。

三 屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

四 事業場は、別表第五に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

五 事業場には、二人以上の分解整備に従事する従業員を有すること。

六 事業場において分解整備に従事する従業員のうち、少なくとも一人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。第六十二条の二の二第一項第五号において同じ。)に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を四で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。)以上であること。

(変更届等)

第81条 自動車特定整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から三十日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人にあつては、その役員の氏名

三 事業場の所在地

四 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの

2 自動車特定整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

道路運送車両法施行規則

(変更届出事項)

第58条 法第八十一条第一項第四号に規定する事業場の設備は、屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

(相続、合併及び分割)

第82条 自動車特定整備事業者について相続、合併又は分割(自動車特定整備事業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、被相続人の死亡後三十日以内にその協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により自動車特定整備事業を承継した法人は、自動車特定整備事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により自動車特定整備事業者の地位を承継した者は、その事由の生じた日から三十日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

(標識)

第89条 自動車特定整備事業者は、事業場において、公衆の見やすいように、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

2 自動車特定整備事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

道路運送車両法施行規則

(標識の様式)

第62条 法第八十九条の様式は、第二十号様式による。

(自動車特定整備事業者の義務)

第90条 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

(特定整備記録簿)

第91条 自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条第一項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
- 二 特定整備の概要
- 三 特定整備を完了した年月日
- 四 依頼者の氏名又は名称及び住所
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した特定整備記録簿の写しを交付しなければならない。

3 特定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

道路運送車両法施行規則

(分解整備記録簿の記載事項)

第62条の2 法第九十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分解整備時の総走行距離
- 二 第六十二条の二の二第一項第五号に規定する整備主任者の氏名
- 三 自動車分解整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

(設備の維持等)

第91条の2 自動車特定整備事業者は、当該事業場に関し、第八十条第一項第一号の規定による基準に適合するように設備を維持し、及び従業員を確保しなければならない。

(遵守事項)

第91条の3 自動車特定整備事業者は、第八十九条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

道路運送車両法施行規則

(自動車分解整備事業者の遵守事項)

第62条の2の2 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
- 二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 三 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- 四 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- 五 事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であつて一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び法第九十一条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。
- 六 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。
 - イ 整備主任者として新たに届け出た者
 - ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者
- 七 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第一項に規定するフロン類をいう。)を大気中に放出しないこと。

八 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

2 自動車分解整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車分解整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

三 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面を添付しなければならない。

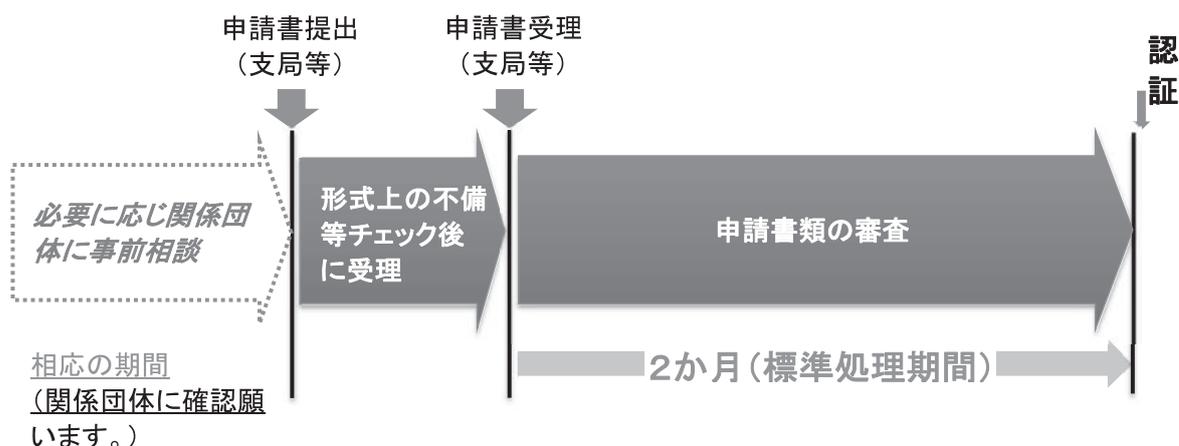
3. 自動車特定整備事業者の皆様へのお願いについて

**認証工場の申請には十分な期間の
余裕をもって申請お願いいたします**

令和2年4月に自動車特定整備制度が始まりました。
電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の修了者数については順調に増加しておりますが、電子制御装置整備に係る認証数については、修了者数と比較し申請件数が増加しておらず、今後、申請が一定期間内に集中し、審査に相応の時間を要することが想定されます。

整備事業者の皆様におきましては、十分な期間の余裕をもって申請していただくようご協力よろしくお願
いいたします。

【整備事業者の申請から認証までのイメージ】



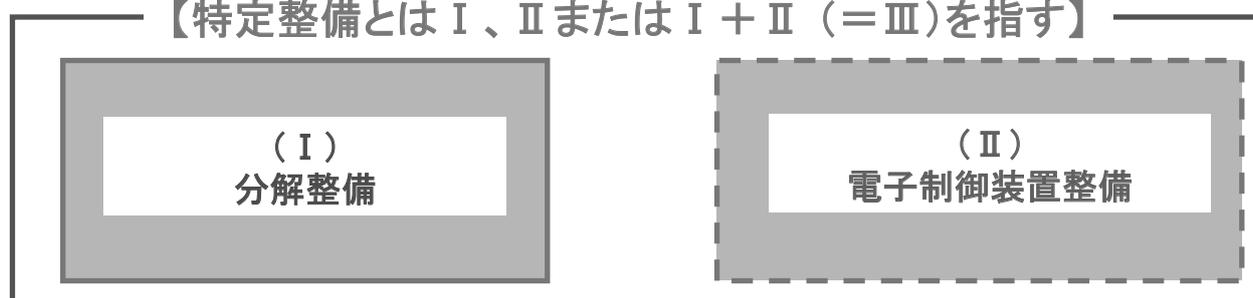
国土交通省自動車局 整備課

特定整備の概要（特定整備の定義）

特定整備の定義

- 特定整備とは、「分解整備」に該当するもの、または「電子制御装置整備」に該当するものをいう。（道路運送車両法施行規則第三条第1項）
- 「分解整備」 → 従前どおり(同条第1項～第7項)
- 「電子制御装置整備」 → 今回追加(同条第8項及び第9項)
 - かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼす作業・・・(同条第8項)
 - 自動運行装置の取り外しその他の当該装置の作動に影響を及ぼす作業・・・(同条第9項)

【特定整備とはⅠ、ⅡまたはⅠ＋Ⅱ（＝Ⅲ）を指す】



特定整備の概要（電子制御装置整備の対象となる作業）

電子制御装置整備の対象となる作業

自動車の安全な運行に直結するものや、整備作業の難易度が高い(整備要領書やスキャンツールの活用が必要)ものとして、以下の作業を特定整備の対象となる作業(電子制御装置整備作業)とする。

Lv3
以上

① **自動運行装置**の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備・改造

② **衝突被害軽減制動制御装置**(いわゆる「自動ブレーキ」、**自動命令型操舵機能**(いわゆる「レーンキープ機能」)に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等の取り外しや機能調整(※)

※ カメラを接続したことをECUに認識させるコーディング作業や、カメラを取り外さずに行う光軸調整など、上記の取り外しを伴わない整備・改造

Lv3
未満

③ ①、②に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

※ その後、カメラ等の機能調整が必要となるため

市販車に搭載されている(→)る、前方をセンシングするためのデバイスの例
カメラ(単眼/複眼)、ミリ波レーダー、赤外線レーザー



特定整備の概要（電子制御装置整備の対象となる自動車）

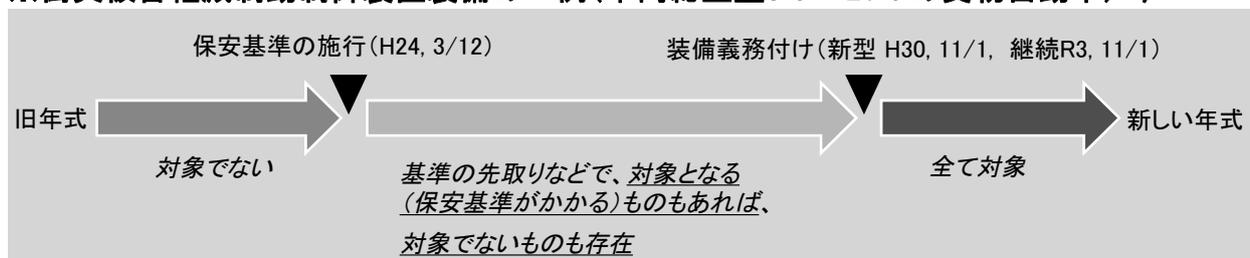
電子制御装置整備の対象となる自動車

- 電子制御装置整備の対象自動車は、保安基準に定められている装置を備えている自動車。
- 電子制御装置整備の対象自動車に係る情報は、自動車使用者や整備事業者が利用しやすいようホームページ等で提供。

〈保安基準の設定状況〉

特定整備の対象装置名	現状の保安基準	今後の見込み
自動運行装置(Lv3以上のもの)	なし	令和2年5月までに基準を策定(改正法の公布から1年以内)
衝突被害軽減制動制御装置(自動ブレーキ)	大型車は装備義務あり※	乗用車は令和3年11月以降の新型車から義務付け
自動命令型操舵機能(レーンキープ)	装備する場合、基準あり	乗用車、貨物車ともに既に装備している車種(例:最新型のRAV4、フーガ、ロッキー等)が販売されており、順次拡大の見込み

〈※衝突被害軽減制動制御装置装備の一例(車両総重量8t～20tの貨物自動車)〉



特定整備の概要（経過措置）

経過措置

- 改正法施行の際、現に電子制御装置整備に相当する事業を営んでいる整備事業者においては、施行日から起算して4年を経過する日までの間は、認証を受けるための準備期間として、引き続き、当該事業を営むことができる。

難しいので、言い換えると・・・

- 令和2年3月31日までに事業場で電子制御装置整備に該当するような作業を行ったことのある事業者は、令和6年3月31日までの間は、行ったことのある作業を引き続き行うことができる

- 電子制御装置整備に該当するような作業とは、次の例に示すような作業
 - (例1) エンジン等の積み降ろしのための、パンパの脱着作業(エーミングは行わない)
 - (例2) 前面窓ガラスの交換作業(エーミングは行わない)
 - (例3) パンパの脱着作業や前面ガラスの交換作業に加えてエーミングまでを行う

※電子制御装置整備対象車について、令和2年3月31日までに行ったことのない電子制御装置整備を行う場合には、電子制御装置整備の認証を受ける必要がある

- 保安基準が適用されている車はもとより、適用されていない車に備えられた衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる「自動ブレーキ」)、自動命令型操舵機能(いわゆる「レーンキープ機能」)に係る整備であっても、「相当する作業」として認められる
- 経過措置の対象となる事業者は、車体整備事業者や、自動車ガラス修理業者も該当

電子制御装置整備の認証要件チェックシート

このチェックシートは、事業者の皆様が電子制御装置整備（以下、「特定整備（電子）」という。）の認証をいつまでに受ける必要があるか、また、認証を受けるために必要な要件は何かを確認して頂くためのものです。

(経過措置)

初めに、特定整備（電子）の認証をいつまでに受ける必要があるかについて、次の問いに対する回答に○印をつけてください。

1. これまでに事業場で車のバンパーや前面ガラスの脱着を行ったことがある、または令和2年3月31日までに行う。

(はい・いいえ)

2. これまでに事業場で車のエーミング作業を行ったことがある、または令和2年3月31日までに行う。

(はい・いいえ)

★1. および2. で「はい」を選択された方

→令和6年3月31日までは、上記すべての作業を行うことができます。
令和6年4月1日以降、特定整備（電子）対象車のバンパーや前面ガラスの脱着またはエーミング作業を行う場合には、特定整備（電子）の認証を受ける必要がありますので、令和6年3月31日までに特定整備（電子）の認証を受けてください。3. に進んでください。

★1. または2. で「いいえ」を選択された方

→令和2年4月1日以降は、実施したことのある範囲の作業のみ引き続き行うことができますが、「いいえ」を選択した作業（特定整備（電子）対象車に係る作業に限る）を行うためには、特定整備（電子）の認証が必要となります。

令和6年4月1日以降、特定整備（電子）対象車のバンパーや前面ガラスの脱着またはエーミング作業を行う場合には、特定整備（電子）の認証を受ける必要がありますので、令和6年3月31日までに特定整備（電子）の認証を受けてください。3. に進んでください。

(特定整備（電子）の認証要件)

次に、特定整備（電子）の認証を受けるために必要な要件について、次の問いに対する回答に○印をつけてください。

3. 特定整備（電子）の認証を受けようとする自動車の範囲はどこまでですか。該当する車種に○印をつけてください。つけたら4. に進んでください。

(普大・普中・普小・普乗・小四・小三・軽)

<作業場>

4. 次の表を確認し、3. で選択した車種に該当する電子制御装置点検整備作業場の要件(赤枠内)を満足する作業場が事業場内にありますか(電子制御装置点検整備作業場は点検作業場、車両整備作業場または完成検査場と兼用ができます。)

(ある・ない)

	普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
電子制御装置	16m	13m	7m	6m	6m	6m	—	5.5m
点検整備作業場の寸法	×5m	×3m	×2.5m	×2.5m	×2.5m	×2.5m		×2m
うち、屋内の寸法	7m	7m	3m	3m	3m	3m	—	4m
	×5m	×3m	×2.5m	×2.5m	×2.5m	×2.5m		×2m
(参考)	13m	10m	8m	8m	8m	8m	3.5m	5m
屋内作業場の現行基準 (車両整備作業場の寸法)	×5m	×5m	×4.5m	×4m	×4m	×4m	×3m	×3.5m

(寸法: 奥行×間口)

★4. で「ある」を選択された方

→作業場の寸法要件は満足しています。5. に進んでください。

★4. で「ない」を選択された方

→離れた作業場の利用または設備の共用を行うことで作業場の要件を満足する場合があります。詳しくは運輸支局または整備振興会にご相談ください。5. に進んでください。

<作業機械等>

5. 次の要件について、事業場内で準備できていますか。

- 水準器
- 整備用スキャンツール（技術基準に適合したもの）
- 少なくとも1車種のエーミング作業が実施できるターゲットを入手する手段
- 整備要領書またはパソコンやインターネット環境

（はい・いいえ）

★5. で「はい」を選択された方

→作業機械等の要件は満足しています。6. に進んでください。

★5. で「いいえ」を選択された方

→不足するものを準備する必要があります。詳しくは運輸支局または整備振興会にご相談ください。6. に進んでください。

<工員>

6. 特定整備（電子）に係る整備主任者として選任する予定の方について、その方が持っている整備士資格の（ ）内に人数を記入してください。

- ①1級小型自動車整備士（ ）名 ②2級自動車整備士（ ）名
③車体整備士（ ）名 ④電気装置整備士（ ）名

→①の資格をお持ちの方はそのまま整備主任者に選任ができます。

②～④の資格をお持ちの方を整備主任者として選任する場合には講習を受講し、試問に合格して頂く必要があります。

（注意！）

現在分解整備の整備主任者として選任されている方について、事業場が特定整備（電子）の認証を受けると、上記の要件に満足しない整備主任者は、分解整備を含め、特定整備の整備主任者としての統括管理業務は行えなくなりますのでご注意ください（この取扱いについては、説明会資料P18に詳しく掲載しています。）

また、③または④の資格をお持ちの方は講習を受講し、試問に合格すれば特定整備（電子）の整備主任者として選任はできますが、分解整備の整備主任者として選任はできません。7. に進んでください。

7. <作業場>、<作業機械等>及び<工員>の要件を満足すれば特定整備（電子）の認証を申請することができます。このチェックシートでは最低限の要件を確認しましたので、申請にあたっては運輸支局または整備振興会にご相談ください。

指定整備事業者以外の方は、これでチェックは終了です。
事業場に戻られましたら、再度皆様でチェックしてみてください。

(指定整備事業者に限る)

最後に、指定整備事業者が特定整備（電子）の対象自動車に保安基準適合証を交付することができる期限について、次の問いに対する回答に○印をつけてください。

8. これまでに事業場でエーミングまでの作業（バンパー又は前面ガラス交換＋エーミング作業（バンパー又は前面ガラス交換を外注した場合も含む））を行ったことがある、または令和2年3月31日までに行う。

(はい・いいえ)

★8. で「はい」を選択された方

令和6年3月31日までに特定整備（電子）の認証を受けてください。
令和6年4月1日以降は、特定整備（電子）の認証を受けていないと、特定整備（電子）の対象車に保安基準適合証等を交付することができなくなります。

★8. で「いいえ」を選択された方

令和3年9月30日までに特定整備（電子）の認証を受けてください。
令和3年10月1日以降は、特定整備（電子）の認証を受けていないと、特定整備（電子）の対象車に保安基準適合証等を交付することができなくなります。

これでチェックは終了です。
事業場に戻られましたら、再度皆様でチェックしてみてください。

本日は大変お疲れさまでした。

4. OBD検査の概要について

OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

目次

1. OBD検査とは
2. OBD検査導入背景の紹介
3. OBD検査導入スケジュールの紹介
4. OBD検査システムの紹介
5. OBD検査の開始にあたり準備するもの
6. OBD検査対象の車両について
7. OBD検査の事前準備、業務の流れ
8. OBD検査の実施概要
9. OBD検査ポータルを紹介

1. OBD検査とは

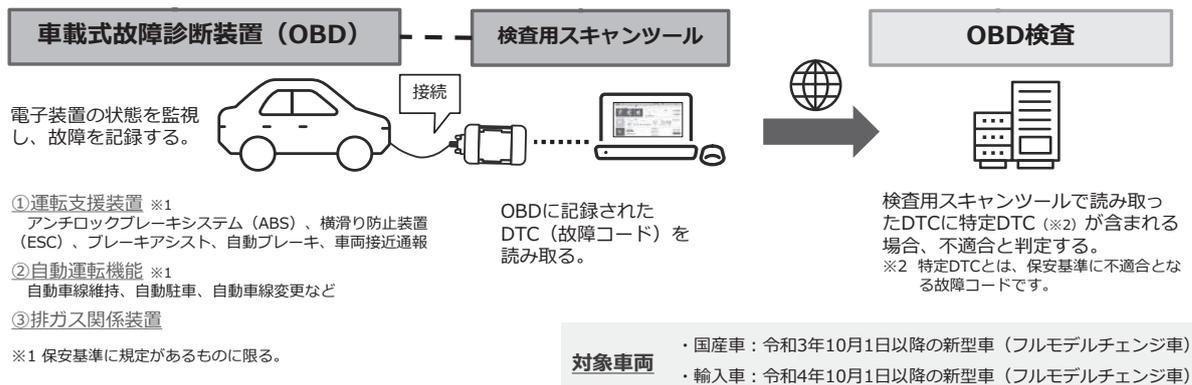
Point 自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2

2. OBD検査導入背景の紹介

Point 電子制御装置の誤動作による事故を防ぐための機能確認としてOBD検査を導入

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。これら運転支援等を制御する電子装置に誤作動が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。

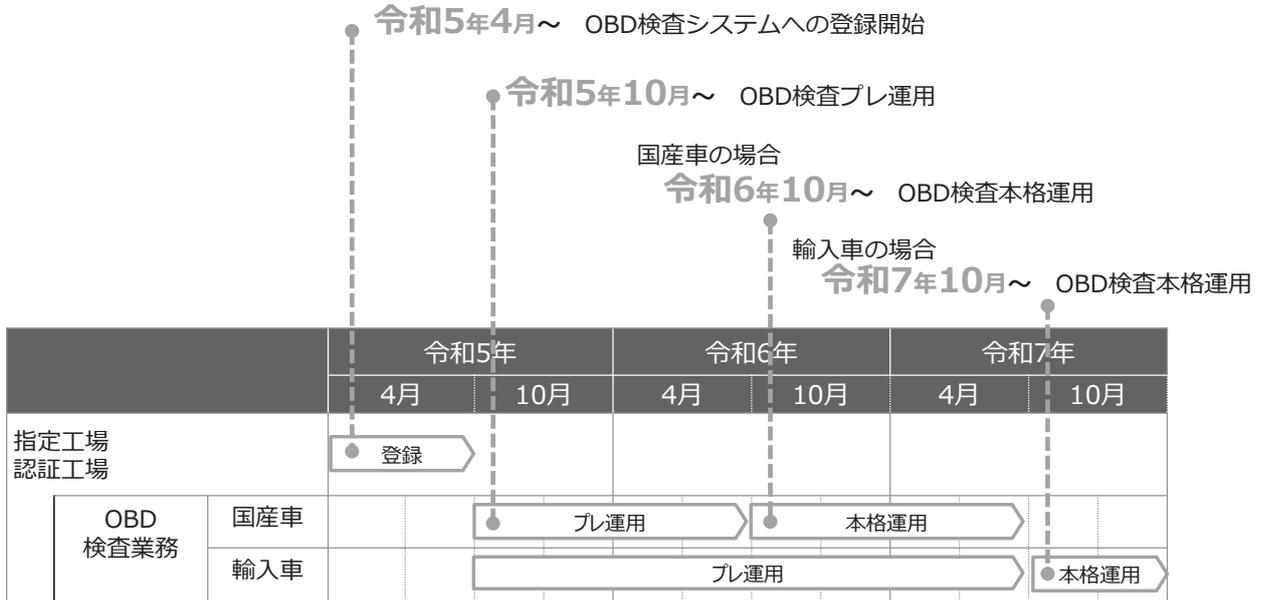


Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3

3. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。
本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

4. OBD検査システムの紹介

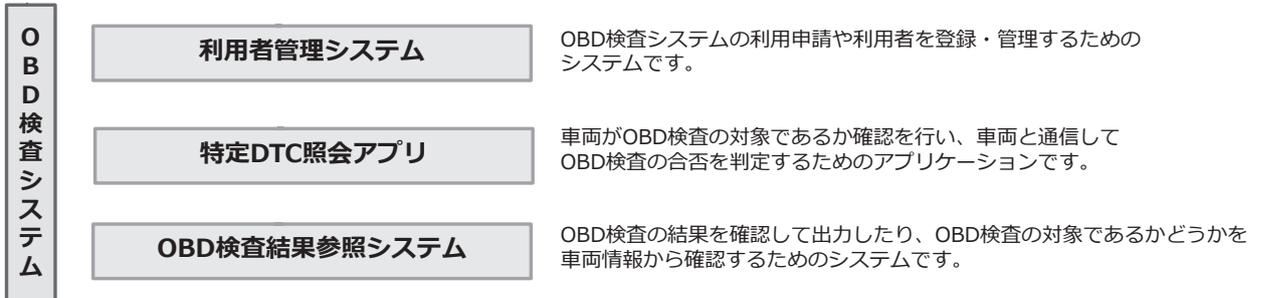
Point OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

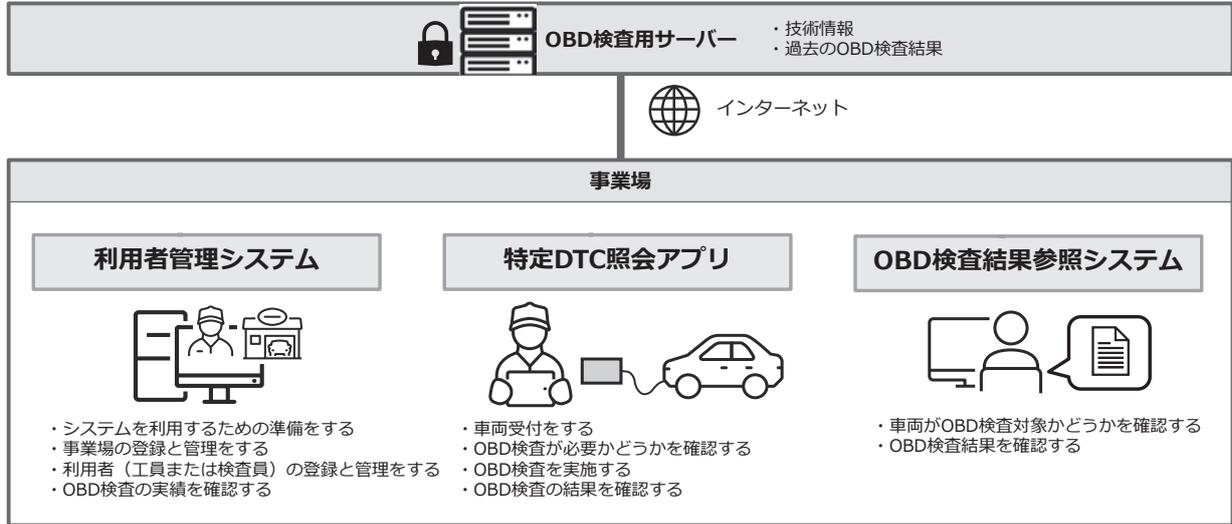
- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。

OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。



自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



5. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場/認証工場	登録					
OBD検査業務	国産車	プレ運用	本格運用			
	輸入車		プレ運用		本格運用	

令和5年4月～

利用者管理システム/OBD検査結果参照システムに必要なもの

インターネット環境 PC

Windows 10以上 ※1

令和5年10月～

特定DTC照会アプリに必要なもの

インターネット環境 検査用スキャンツール※

VCI WindowsがインストールされたPCまたはタブレット

二次元コードリーダ ICタグリーダ

車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ/利用者管理システム/OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

6. OBD検査対象の車両について

Point OBD検査対象車かどうかを
車検証や電子車検証で確認

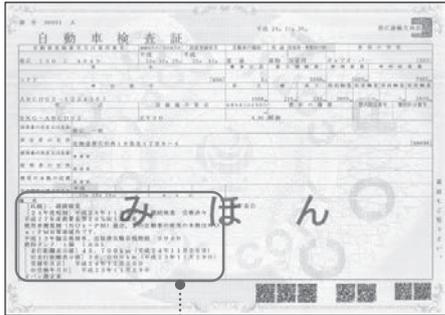
以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証



電子車検証



備考
OBD検査対象車

備考
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- ・ 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- ・ 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ・ 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

7. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



普段の業務（OBD検査）の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。



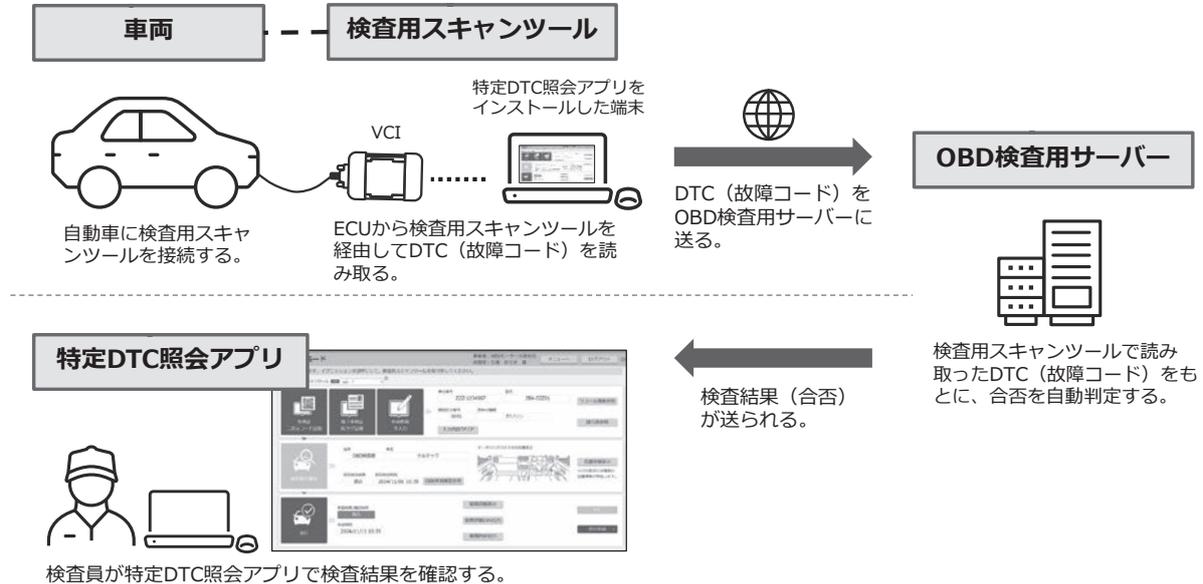
▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。



7. OBD検査の実施概要

Point DTC（故障コード）を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。



8. ポータルの紹介

Point OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

電話番号：0570-022-574

対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

5. OBD検査プレ運用へのご協力のお願いについて

プレ運用へのご協力のお願い

目次

1. OBD検査のプレ運用
2. 検査コースにおけるOBD検査の流れ
3. 受検者の皆様へのお知らせとお願い

【参考】

- ・ OBD検査対象車・対象装置の詳細について
- ・ OBD検査の基準について

1. OBD検査のプレ運用

Point

令和5年10月から開始

令和6年10月から始まるOBD検査の円滑な導入のため、令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始します。

「本運用に向けてOBD検査の練習を重ねて慣れていただくための期間」という位置づけですので、今後の車検業務の流れがどのようになるかイメージをつかんでいただくと幸いです。

このうち、検査コースにおけるOBD検査のプレ運用について、次のページから説明します。

2. 検査コースにおけるOBD検査の流れ

Point

指定工場と同様に自動で判定

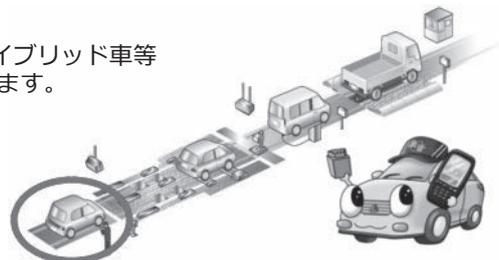
OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

- ① 検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ② OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ③ OBD検査用サーバが分析及び照合した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

注1：データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続/取り外しは、原則として検査担当者が実施します。

注2：検査担当者の指示により、原動機の始動（電気自動車やハイブリッド車等は、READY等の走行可能状態）と、停止の操作をお願いします。

OBD検査は 検査コースの入口において実施します。 ➡



3. 受検者の皆様へのお知らせとお願い

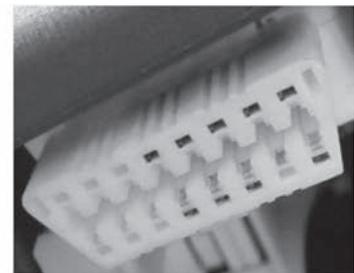
- プレ運用期間中に受検するOBD検査対象車については、可能な限りOBD検査の実施にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。
所要時間は、自動車からの応答状況やECUの搭載数等によって異なりますが、合計1分程度を想定しています。
検査担当者による検査用スキャンツールの接続/取り外しも含め、本運用後と同じように、実際にOBD検査を実施する環境で行いますので、手順や時間がどうなるかのイメージをご理解いただけると幸いです。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。
- プレ運用期間中に新規検査又は予備検査を受検する新車については、可能な限り、検査担当者によるデータリンクコネクタ位置及び構造並びに検査用スキャンツールを接続する直前までの手順の確認作業にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。
- プレ運用期間中に継続検査を受検するOBD検査対象車以外の自動車については、排出ガス関係装置に限り、OBD検査ができるようにしています。OBD検査を希望する場合には、検査担当者に申し出てください。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。
※ただし、平成19年以前に製作された自動車など、一部の自動車については検査不可となる場合があります。ご了承ください。

注1：プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。

なお、本運用後に保安基準不適合となってしまう箇所があった場合には、適切な点検・整備の実施をお願いします。

注2：OBD検査を実施してもしなくても検査費用は変わりません。

- OBD検査の実施にご協力いただける場合は、運転席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。
また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。



データリンクコネクタ

[自動車特定整備事業者さま]

- 検査コースでの受検前に、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、当機構が開発・管理している「特定DTC照会アプリ」を経由して「OBD検査用サーバ」に照会した自動車について、きちんと通信されているかを知りたい場合には、検査担当者に申し出てください。

注：本運用開始後、自動車特定整備事業者の皆様が特定DTC照会アプリを用いてOBD確認を行い、

保安基準に不適合がないことが確認された車両については、確認後5日以内であれば、

原則として車検場でのOBD検査を省略することとなります。（ただし、一定の割合で省略不可となります。）

【参考】OBD検査対象車・対象装置の詳細について

■ OBD検査対象車とは

自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載があります。

型式指定日が令和3年10月1日(輸入自動車は令和4年10月1日)以降のフルモデルチェンジ車等がOBD検査対象車となります。

ただし、型式指定自動車又は多仕様自動車以外の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車は対象外となります。

■ OBD検査対象装置とは

- ①かじ取装置(UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。)
- ②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(ABS)
- ③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置(ESC)
- ④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置(EVSC)
- ⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置(BAS)
- ⑥衝突被害軽減制動制御装置(AEBS)
- ⑦排出ガス発散防止装置
- ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置(AVAS)
- ⑨自動運行装置

※フルモデルチェンジ車等：ニューモデルやフルモデルチェンジがこれに含まれ、派生車や兄弟車は基本的には含まれません。

【参考】OBD検査の基準について

- OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。(プレ運用期間中の結果は、車検の合否には影響しません。)

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・ 警告灯を点灯させるための信号 (MIL信号) が出力されているもの ・ 1つもレディネスコード (故障診断の前提条件が成立していることを示すコード) が記録されていないもの ・ 当該装置に係る特定DTC (OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード) が1つ以上記録されているもの ・ 上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

検査コースにおいて OBD検査プレ運用を実施します

自動車に備えられている各種電子制御装置の目に見えない故障に対応するため、令和6年10月から、車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）が始まります。

ついては、新たな検査の円滑な導入に向けて、令和5年10月から令和6年9月までの間、検査コースにおいてOBD検査プレ運用を実施します。

詳しくはこちらをご参照ください

<http://www.naltec.go.jp/topics/fkoifn000000h359-att/fkoifn000000h36c.pdf>



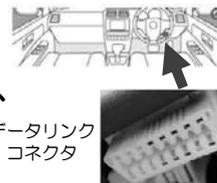
受検者のみなさまへのお知らせとお願い（プレ運用期間中）

■「OBD検査対象車」※1を受検される場合

OBD検査の実施にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。※1：自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載があります。

■「新車」を受検される場合

データリンクコネクタ位置等の確認作業にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただくことがあります。



■「OBD検査対象車以外の自動車」でOBD検査を希望される場合

継続検査時に、排出ガス関係装置のOBD検査を実施することができます※2ので、検査担当者に申し出てください。

※2：ただし、平成19年以前に製作された自動車など、一部の自動車については検査できない場合があります。

■受検前に認証整備工場でのOBD確認を実施されている場合

実施結果がきちんと通信されているかを知りたい場合には、検査担当者に申し出てください。

注1：プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は車検の可否には影響しません。
なお、本運用後に保安基準不適合となってしまう箇所があった場合には、適切な点検・整備の実施をお願いします。

注2：OBD検査を実施してもしなくても検査費用は変わりません。



検査コースにおける OBD検査のプレ運用について



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

令和5年8月



車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)について

1. 車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)を令和6年10月から導入

自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会は、安全・安心な車社会の実現に向けて、自動車の安全性の確保及び環境の保全のために、自動車の基準適合性審査を行っています。

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省においては、平成31年3月の「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえ、令和2年8月5日付けで道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)等の一部を改正し、令和3年10月以降の新型車を対象として、令和6年10月から、自動車の検査(車検)において衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始※することとしています。(※輸入車については、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始)

2. 令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始

令和6年10月から始まるOBD検査の円滑な導入のため、令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始します。「本運用に向けてOBD検査の練習を重ねて慣れる期間」という位置づけですので、今後の車検業務の流れがどのようになるかイメージをつかんでいただくと幸いです。

このうち、検査コースにおけるOBD検査のプレ運用について次ページからご説明します。

検査コースにおけるOBD検査の流れ(プレ運用・本運用共通)

OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

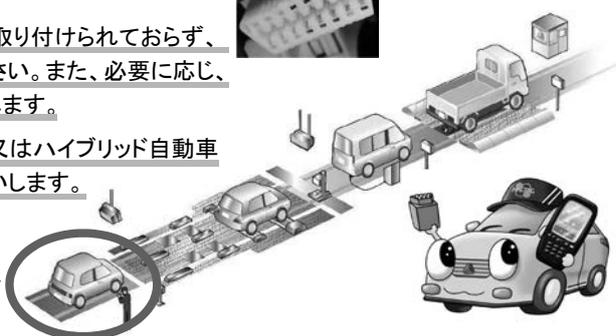
- ①検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ②OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ③OBD検査用サーバが分析及び照合した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

注1: データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続/取外しは、原則として検査担当者が実施します。

注2: 運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いします。

注3: 検査担当者の指示により、原動機の始動(電気自動車又はハイブリッド自動車は走行可能状態(READYの状態))と停止の操作をお願いします。

OBD検査は
検査コースの入口において実施します



受検者のみなさまへのお知らせとお願い①(プレ運用期間中)

■プレ運用期間中に受検するOBD検査対象車(6ページ参照)については、可能な限り、OBD検査の実施にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

所要時間は、自動車からの応答状況やECUの搭載数等によって異なりますが、合計1分程度を想定しています。

検査担当者による検査用スキャンツールの接続/取り外しも含め、本運用後と同じように、実際にOBD検査を実施する環境で行いますので、手順や時間がどうなるかのイメージをご理解いただけるとと思います。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

■プレ運用期間中に受検する新車については、可能な限り、検査担当者によるデータリンクコネクタ位置及び構造並びに検査用スキャンツールを接続する直前までの手順の確認作業にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

■プレ運用期間中に継続検査を受検するOBD検査対象車以外の自動車については、排出ガス関係装置に限り、OBD検査ができるようにしています。OBD検査を希望する場合には、検査担当者に申し出てください。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

※ただし、平成19年以前に製作された自動車など、一部の自動車については検査不可となる場合があります。ご了承ください。

注1: プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の合否には影響しません。

なお、本運用後に保安基準不適合となってしまう箇所があった場合には、適切な点検・整備の実施をお願いします。

注2: OBD検査を実施してもしなくても検査費用は変わりません。

受検者のみなさまへのお知らせとお願い②(プレ運用期間中)

- OBD検査の実施にご協力いただける場合は、運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。



データリンクコネクタ

[自動車特定整備事業者さま]

- 検査コースでの受検前に、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車機構が開発・管理している「特定DTC照会アプリ」を経由して「OBD検査用サーバ」に照会した自動車について、きちんと通信されているかを知りたい場合には、検査担当者に申し出てください。

【参考】OBD検査対象車とは？

- OBD検査対象車とは ⇒自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載あり
型式指定日がR3.10.1(輸入自動車はR4.10.1)以降のフルモデルチェンジ車等がOBD検査対象車となります。

ただし、型式指定自動車又は多仕様自動車以外の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車は対象外となります。

■OBD検査対象装置とは

- ①かじ取装置(UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。)
- ②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(ABS)
- ③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置(ESC)
- ④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置(EVSC)
- ⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置(BAS)
- ⑥衝突被害軽減制動制御装置(AEBS)
- ⑦排出ガス発散防止装置
- ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置(AVAS)
- ⑨自動運行装置

【参考】OBD検査の基準は？

■OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

(なお、プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。)

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none">・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの・警告灯を点灯させるための信号(MIL信号)が出力されているもの・1つもレディネスコード(故障診断の前提条件が成立していることを示すコード)が記録されていないもの・当該装置に係る特定DTC(OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード)が1つ以上記録されているもの・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none">・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの



OBD 検査 はじまります!

プレ運用

令和 5 年 10 月 ~

OBD検査開始

令和 6 年 10 月 ~

※ 輸入車は 令和 7 年 10 月 ~



OBD検査が必要かどうかの確認



車検証の備考欄に
「OBD検査対象」と
記載があります。

⚠ 記載があっても以下の場合には検査不要です

- ▶ 検査日が令和 6 年 9 月 30 日以前
(輸入車は令和 7 年 9 月 30 日以前)
- ▶ 検査日が型式指定年月日から 2 年を経過していない
- ▶ 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して 10 ヶ月を経過していない



OBD 検査が必要です



OBD 検査は不要です

OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリで自動判定されます。

プレ運用
期間は?

全て「検査不要」と判定されますが、「OBD 確認」モードであれば「実行」ボタンを押して OBD 確認を行うことができます。

OBD検査の流れ

1

特定 DTC 照会アプリを起動



2

「OBD 検査」が「OBD 確認」を選択

法令に準拠して検査を実施する場合は「OBD 検査」を選択してください。



3

車両情報の入力

二次元コードリーダー、IC タグリーダーがあると便利です。



4

検査の実施

- ▶ 原動機停止
- ▶ 検査用スキャンツールを接続



▶ 原動機始動

電気自動車、ハイブリッド車は

▶ READY

OBD 検査は、原動機 ON または「READY」で実施



5

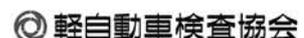
検査結果の確認



『適合』の例



『不適合』の例



指定工場のみなさま

車の安全と未来のために はじまる! OBD検査

プレ運用
令和5年10月～

OBD検査開始
令和6年10月～

※ 輸入車は令和7年10月～

？ OBD検査プレ運用とは

- ☑ OBD検査開始前の練習期間です。
- ☑ 検査の合否には影響しません。



指定工場は、OBD検査の準備が必要です。



早めに準備をしてプレ運用期間にOBD検査の練習をしてください。
プレ運用への積極的な参加をお願いします。

▶▶▶ 3つの準備が必要です



OBD検査システムへの
事業場・利用者登録をすること



特定DTC照会アプリを
インストールすること

システム登録、アプリインストールの方法はこちら▶

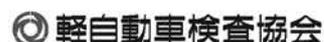
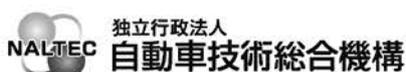


検査用スキャンツールを
備えること

検査用スキャンツールの情報はこちら▶



(一社)日本自動車機械工具協会



認証工場のみなさま

車の安全と未来のために はじまる! OBD検査

プレ運用
令和5年10月～

OBD検査開始
令和6年10月～

※輸入車は令和7年10月～

？ OBD検査プレ運用とは

- ☑ OBD検査開始前の練習期間です。
- ☑ 検査の合否には影響しません。



持込検査では **検査職員がOBD検査を実施します。**



持込検査時の検査場でのプレ運用にご協力をお願いします。



義務ではありませんが指定工場と同じ準備をすれば次のメリットがあります。

『OBD確認』をすることができます。

OBD確認
をすれば・

- ☑ 受検前に判定結果を確認できます。
- ☑ 検査場でのOBD検査が原則、省略されます。

OBD確認とは 入庫の際や持込検査の前に不適合箇所がないか確認できるサービス機能です。

🚗 OBD検査が必要な車は

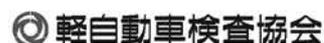
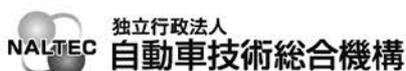
令和3年10月(輸入車は令和4年10月)以降のニューモデルから対象、それ以外は対象外



車検証の備考欄に「OBD検査対象」と記載があります。

⚠ 記載があっても以下の場合は検査不要です

- ▶ 検査日が令和6年9月30日以前(輸入車は令和7年9月30日以前)
- ▶ 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ▶ 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない



審査事務規程の一部改正に係るパブリックコメントの募集について（実施結果）
 ー車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）の導入ー

令和 5 年 8 月 25 日

<問い合わせ先>

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

標記について、令和 5 年 6 月 21 日から 7 月 21 日までの間、ご意見を募集したところ、6 通（項目数 9 件）のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する当機構の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、いただいたご意見は、適宜整理集約して掲載しております。

今回、貴重なご意見をお寄せいただいた方々には、御礼申し上げます。

お寄せいただいたご意見の概要	当機構の考え方
<p>自動車特定整備事業者が継続検査等の受検前に照会を実施していた自動車かどうかは、どのように判断されるのでしょうか？</p> <p>検査コースへ持込みを行った者の申告（いわゆる人為的判断）になるのか、OBD 検査対象車の持込み車両は全て照会有無の確認を行った上で検査コースへ入る（いわゆる機械的判断）のかを確認したい。</p>	<p>持込検査の受検前に OBD 検査用サーバに照会した結果については、車検場の検査担当者が検査用端末を用いて確認するため、その照会を事前に実施したかどうかの申告は必要ありません。</p>
<p>事前照会を実施したかどうかの申告は簡便にしていきたい。</p>	
<p>OBD 検査を自社で実施した場合、車検場では診断機を繋がずに済むような制度にして頂きたい。</p> <p>こうしていただかないと、検査コースの待ち時間が激増するのは間違いありません。</p> <p>認証工場が実施して 5 日間有効になるとのことですが、これは絶対に実施してください。</p>	<p>持込検査の受検前に OBD 検査用サーバに照会した結果を活用できる場合には、原則、車検場における OBD 検査が省略されます。</p>
<p>初回検査当日の入場時に OBD 検査の有効性が確認できていれば、他の項目で再検査となった場合、OBD 検査を含む再検査以外の項目は初回検査当日から 15 日間有効としていただきたい。</p> <p>そうでなければ、再検査項目以外の他の項目の初回有効期日と整合性がとれなくなります。</p>	<p>5 日というのは持込検査の受検前に OBD 検査用サーバに照会した結果を活用できる期間のことであり、限定自動車検査証の有効期間 15 日はこれまでと変わりありません。</p>

<p>OBD 確認に関しては、有効期間 5 日間を 10 日間と していただくよう要望いたします。</p>	<p>次のことが国土交通省主催 の OBD 検査検討会のフォロ ーアップ会議で合意されて いるところです。</p> <p>○認証工場による OBD の事 前確認の結果を活用する にあたっては、機構にて省 略できるまでの期間は、可 能な限り短期間とする必 要がある。</p>
<p>継続検査等の受検前に OBD 検査照会を実施した場 合、当日を含め 5 日までの間とあるが、この 5 日 の根拠を示していただきたい。</p> <p>年末年始、ゴールデンウィーク、シルバーウィー ク等、長期連休を考慮すると、5 日では短いのでは ないのか。照会は検査有効期間と同じく 15 日とし て頂きたい。</p>	<p>○ただし、認証工場において 整備が完了した自動車を 車検場に持ち込むまでの 期間は、休日を挟むと 5 日 程度になることを踏まえ ると、省略できるのは、事 前確認当日を含め 5 日間 とすることが適当である。</p>
<p>OBD 検査についてですが今後の車両にとって非常 に良い検査だと感じています。</p> <p>しかし当初の認定される可能性のある診断機の内 容が変わった気がします。</p> <p>なぜ OS がウィンドウズだけなのか？</p> <p>アンドロイドも利用出来るようよろしく願いま す。</p>	<p>平成 31 年 3 月の「車載式故 障診断装置を活用した自動 車検査手法のあり方検討会」 の最終報告書において 「Windows 以外の OS は今後 の検討課題」とされており、 まずは Windows に対応した アプリを構築したところ です。他の OS に関しては、今 後、技術的課題や検査用スキ ャンツールの対応状況や整 備工場におけるニーズ等を 踏まえ、検討を進めること としています。</p>
<p>持込検査を実施する際、OBD 確認実施済車につい ては、優先的に検査コースに入場できるよう要望 いたします。</p>	<p>様々な課題があると認識し ておりますが、将来的な検討 課題として受け止めます。</p>
<p>VCI について 1 万円以下で提供していただくよう 要望いたします。</p>	<p>当機構は VCI を供給する立 場にはございませんので、大 変恐縮ですが価格について はスキャンツールメーカー にお問い合わせください。</p>

6. 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図りながらその安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について採用を進めているところである。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 188 回会合において、「直前直左右確認装置※に係る協定規則（第 166 号）」及び「大型車の直接視界に係る協定規則（第 167 号）」が新たに採択されたほか、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「車両火災の防止に係る協定規則（第 34 号）」、「歩行者保護に係る協定規則（第 127 号）」等の改訂が採択された。

※自動車の発進時に歩行者等と接触する事故を防止するために、車両に近接する前方及び側方を確認する装置

これを受け、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席から死角となる車両の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるように、協定規則第 166 号に適合する視認装置又は検知装置を備えなければならないこととする（所定の障害物を直接視認により確認できる場合を除く）。
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5 トンを超える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席から直接視認できる近傍の視界の量（体積）を一定以上確保できるように、協定規則第 167 号に適合する運転者席を備えなければならないこととする。

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、直前直左右確認装置、大型車の運転者席等を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 166 号に基づき認定された直前直左右確認装置、協定規則第 167 号に基づき認定された大型車の運転者席等を追加する。

③ 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 34 号第 3 改訂版	⇒	第 34 号第 4 改訂版
第 127 号第 3 改訂版	⇒	第 127 号第 4 改訂版

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第 0 号の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号に第 0 号第 5 改訂版を加えるほか、所要の改正を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

直前直左右確認装置、大型車の運転者席等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① (1)①の新基準について、当分の間、既存の国内基準に適合する視認装置を備えていればよいこととする。
- ② (1)②の新基準について、令和 8 年 1 月から適用開始とする。

【適用時期】

新 型 車：令和 8 年 1 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 1 月 1 日

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 5 年 6 月 5 日

施 行：以下の通り

下記以外に係るもの	令和 5 年 6 月 5 日
指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等について、(1)①及び(5)①に係るもの	令和 5 年 6 月 8 日
(1)②及び(5)②に係るもの、並びに(2)①②及び(4)の一部に係るもの	
指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等又は使用の過程にある自動車について、(1)①及び(5)①に係るもの	令和 5 年 9 月 1 日

－ 審査事務規程の一部改正について（第51次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和5年9月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 歩行者保護に係る協定規則へ ARHSS（Adjustable Ride Height Suspension System）を備えた自動車に対する基準及び試験方法が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-33]
 - 乗車定員10人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更します。[6-41、7-41、8-41]
 - 乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定します。[7-107、8-107]
2. OBD検査に係る取扱い等の新設 [4-10、9-15等]
OBD検査（※）の対象となる自動車及び審査方法等を規定します。
※目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(<https://www.naltec.go.jp/>)

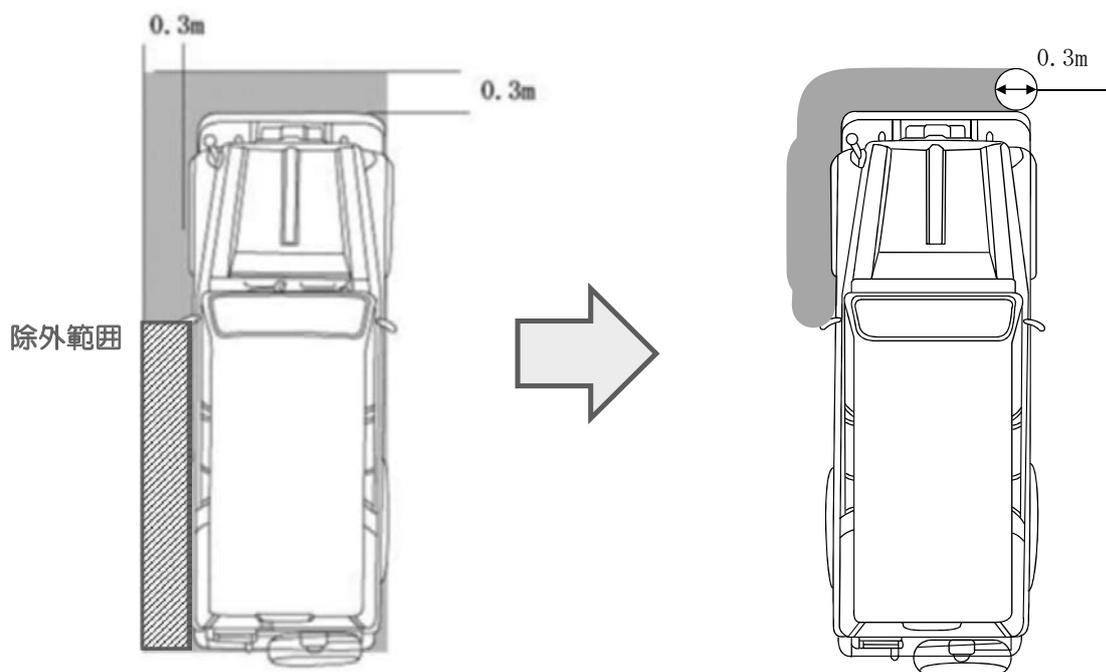
お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

直前及び側方の視界にかかる基準が変更になります

令和5年9月1日から、乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車について、直前及び側方の視界にかかる基準が以下のとおり変更になります。

◆視認により確認する場合の範囲が変更

車室外に備えられた7-106に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より後方の範囲が除外となります。



◆検知装置（ソナー等）の使用が可能

検知装置を使用する場合は、UN R166に適合するものでなければなりません。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

7. 「自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス測定器の校正について」（令和2年4月23日付け国自整第17号）の廃止について

国自整第38号
令和5年5月30日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス測定器の校正について」（令和2年4月23日付け国自整第17号）の廃止について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことから、標記の通り「自動車特定整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等における排出ガス測定器の校正について」（令和2年4月23日付け国自整第17号）（以下「廃止通達」という。）を廃止することとしたので、以後は「自動車分解整備事業（指定自動車整備事業を除く。）等の事業場における排出ガス測定器の使用について」（昭和55年6月17日付け自整第84号）に基づき指導するよう了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、廃止通達の時限的措置により、2年に1回の校正を受けていない自動車特定整備事業者に対しては、令和7年3月31日までに校正を受けるよう指導されたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

8. 燃料電池自動車の使用者、整備・販売を取り扱う事業者の方へ

燃料電池自動車の使用者、整備・販売を取り扱う事業者の方へ

水素タンクの容器再検査についてのお知らせ

燃料電池自動車の水素タンクは車検とは別に定期的な容器再検査が必要です
 検査有効期限が切れていると水素充填ができません
 有効期限を確認してください！

【確認方法】



MIRAI



CLARITY FUEL CELL

燃料充填口（扉裏面）



有効期限は、燃料充填口に貼付してある証票の

部分で確認できます

- ① 下記の証票のみが貼付されている場合
 （初回再検査の実施前）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	圧縮水素
搭載容器本数	2本
充填可能期限	2029年10月
検査有効期限	2018年11月
最高充填圧力	87.5MPa
車台番号	JPD10-000****

- ② 下記の証票も貼付されている場合
 （初回再検査の実施以降）

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査 有効期限	2020年3月	東・1234
再検査月	2018年1月	

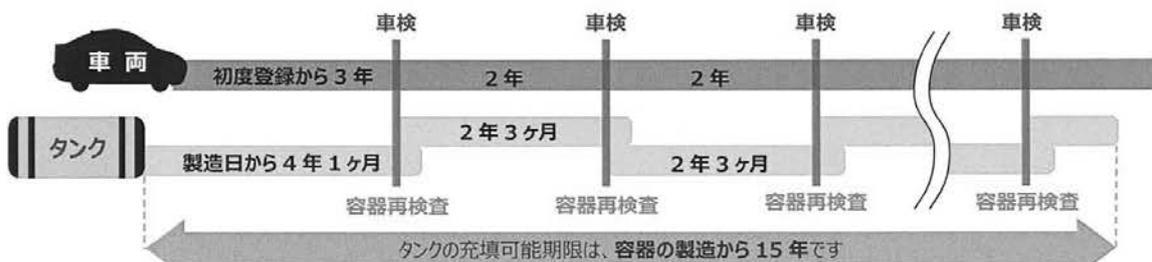
期限内に、確実に容器再検査を実施してください！

容器再検査の実施については、当該車両取扱い販売店にお問い合わせください

販売店の連絡先がご不明な場合は、自動車メーカーのお客様相談窓口にご連絡ください

トヨタ自動車株式会社 0800-700-7700 本田技研工業株式会社 0120-112-010

車検のタイミングと合わせて実施すると、検査有効期限切れを防ぐことができます



経済産業省

トヨタ自動車株式会社、本田技研工業株式会社

9. 特定小型原動機付自転車について

新しい
車両区分

特定小型原動機付 自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは？

最高速度 **20km/h** 以下

定格出力 **0.6kW** 以下

車体の大きさ 長さ **1.9m** 以下 / 幅 **0.6m** 以下

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、**など** その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。

Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

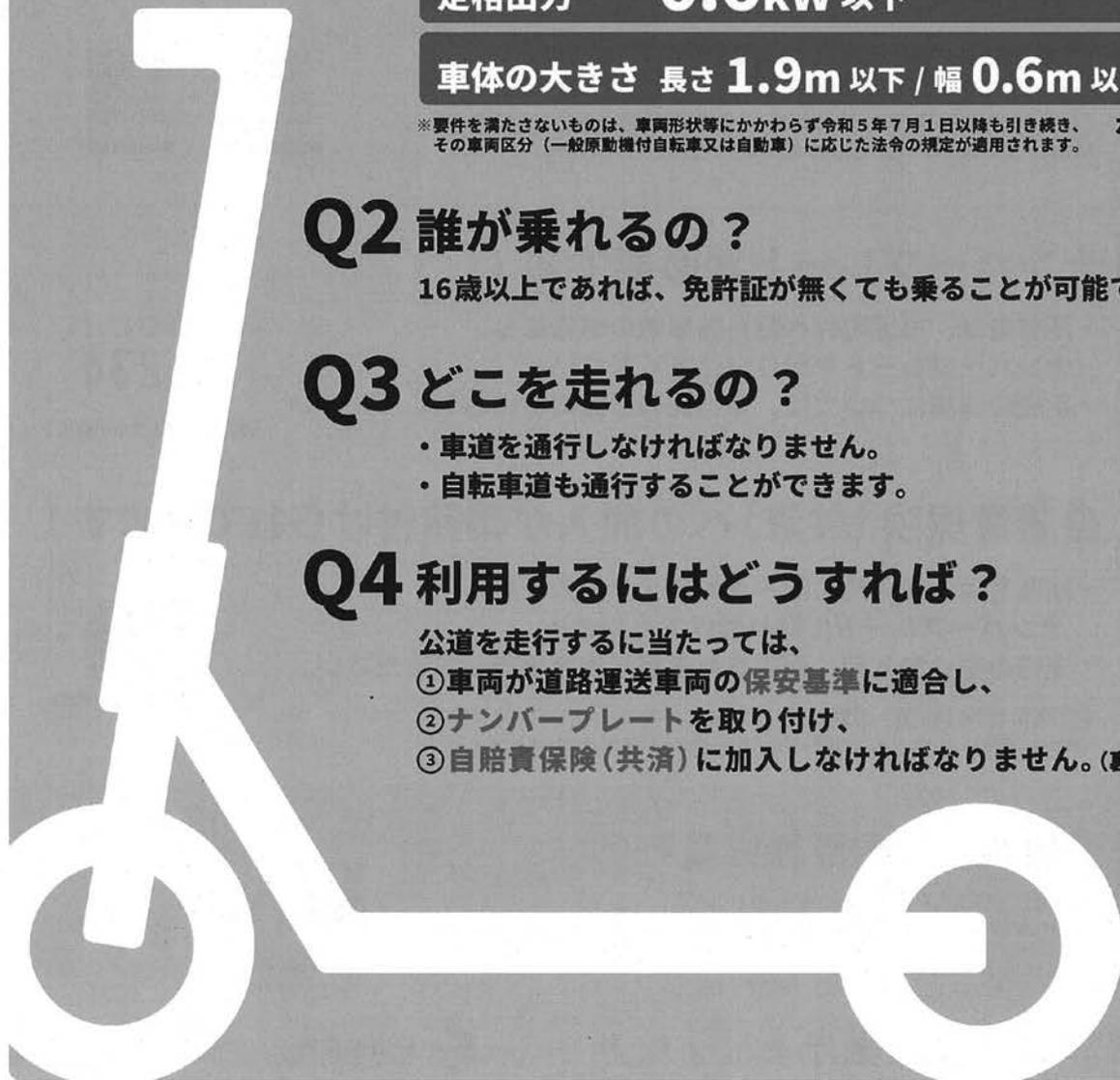
Q3 どこを走れるの？

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

Q4 利用するにはどうすれば？

公道を走行するに当たっては、

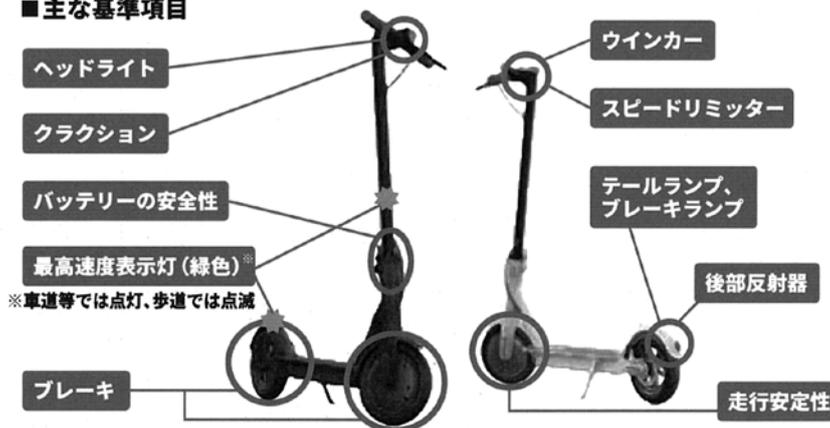
- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
- ②ナンバープレートを取り付け、
- ③自賠償保険（共済）に加入しなければなりません。（裏面）



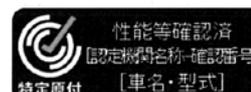
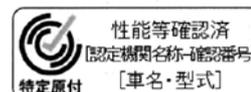
① 保安基準への適合が必要です！

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準を満たすものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

■主な基準項目



■シールの様式



【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

【シール未装着車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>

② ナンバープレートが必要です！

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。



通常の原付よりも小型化！

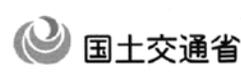
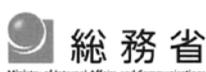
③ 自賠責保険(共済)への加入が義務付けられています！

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠責保険(共済)の詳細はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>



10. 大型車の車輪脱落事故防止について

大型車の車輪脱落事故防止について

令和5年9月
東北運輸局自動車技術安全部

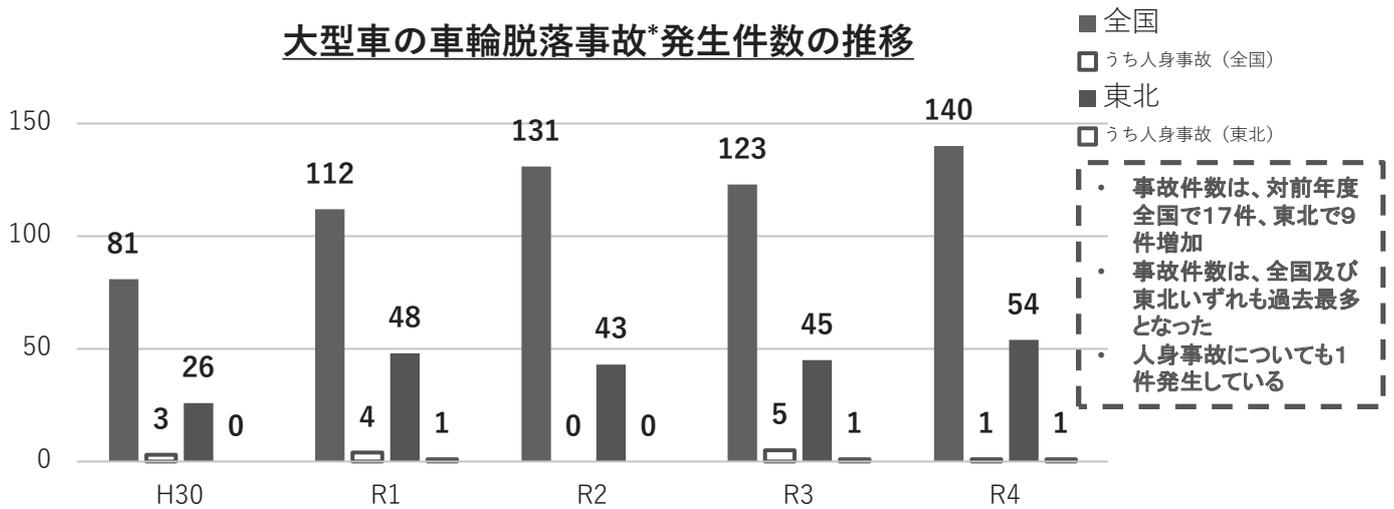


掲載事項

- ① 令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）
- ② 大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果
- ③ 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

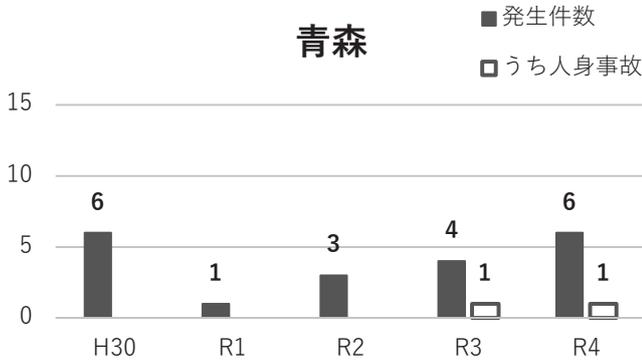
大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移



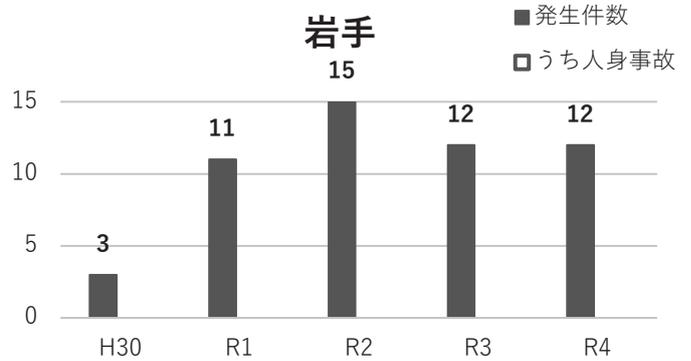
・ 事故件数は、対前年度
 全国で17件、東北で9
 件増加
 ・ 事故件数は、全国及び
 東北いずれも過去最多
 となった
 ・ 人身事故についても1
 件発生している

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

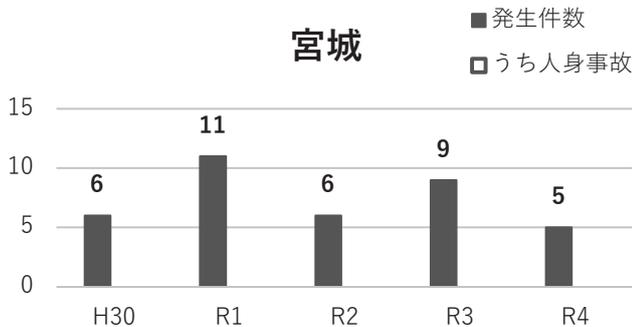
青森



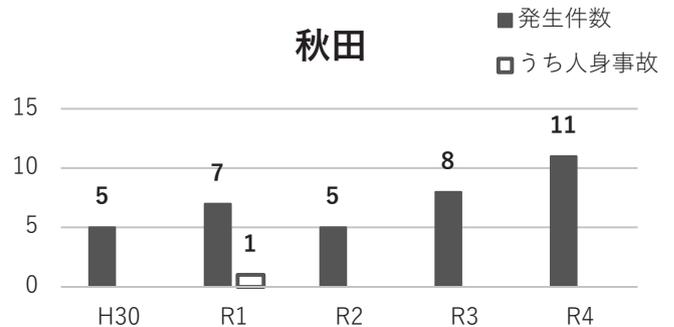
岩手



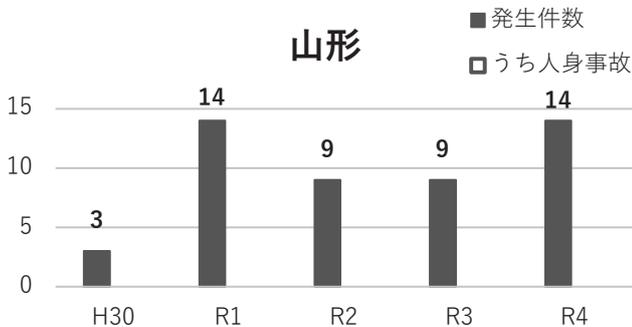
宮城



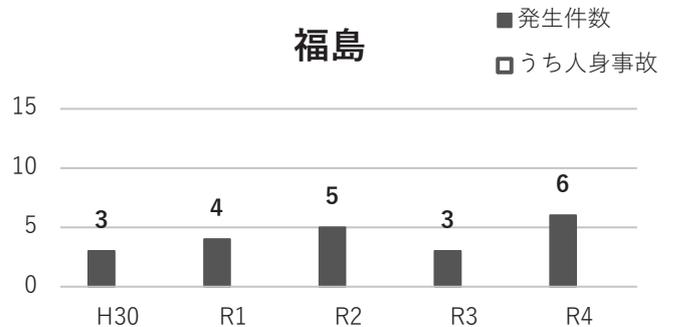
秋田



山形



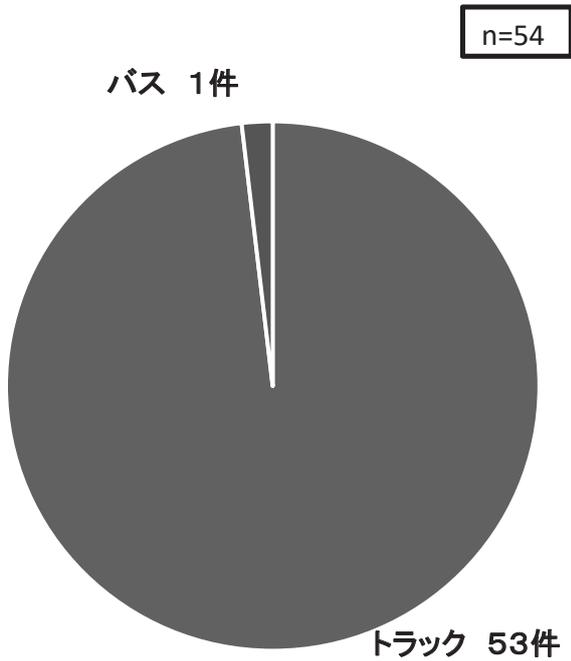
福島



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

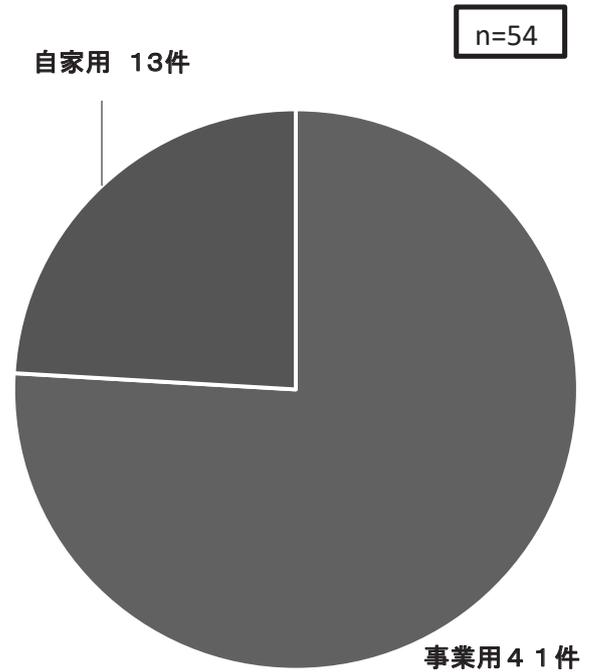
①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

業態別(大型バス・大型トラック)



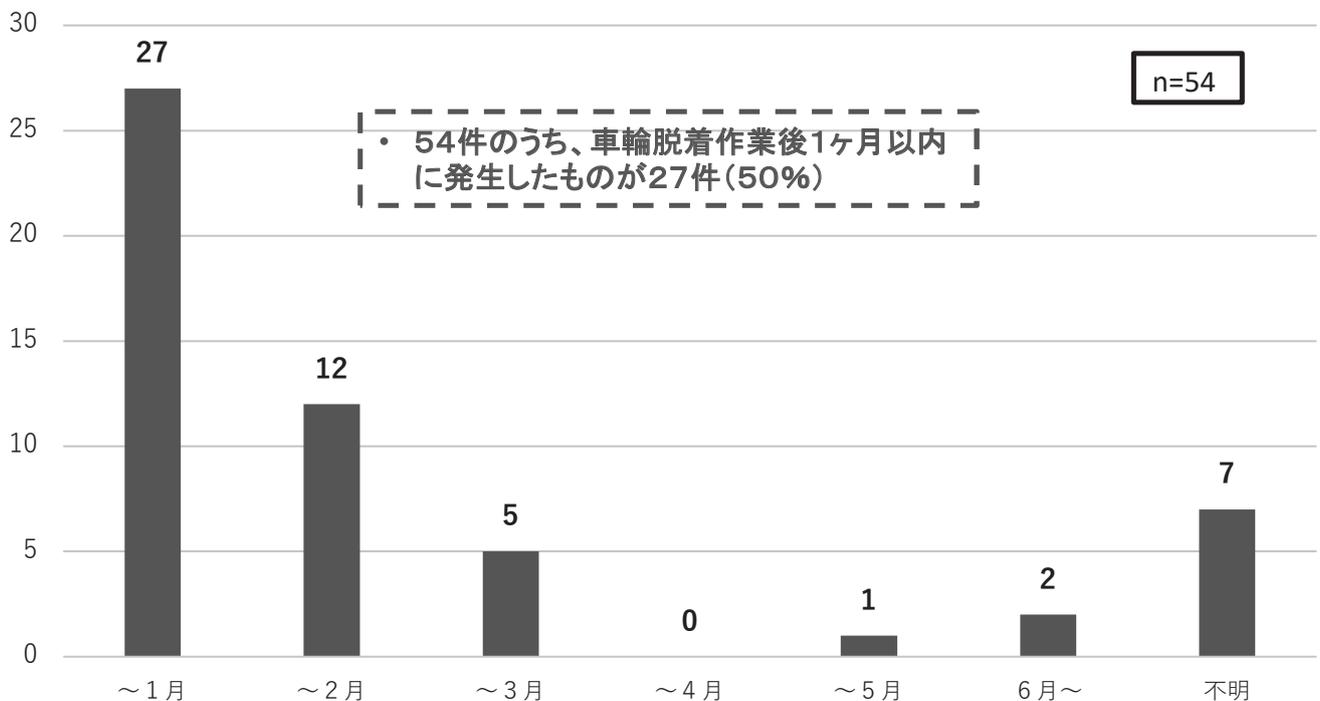
・ バスでも1件発生しているが、ほぼトラックが脱落している

事業用・自家用別



・ 前年度から事業用が9件増加

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数

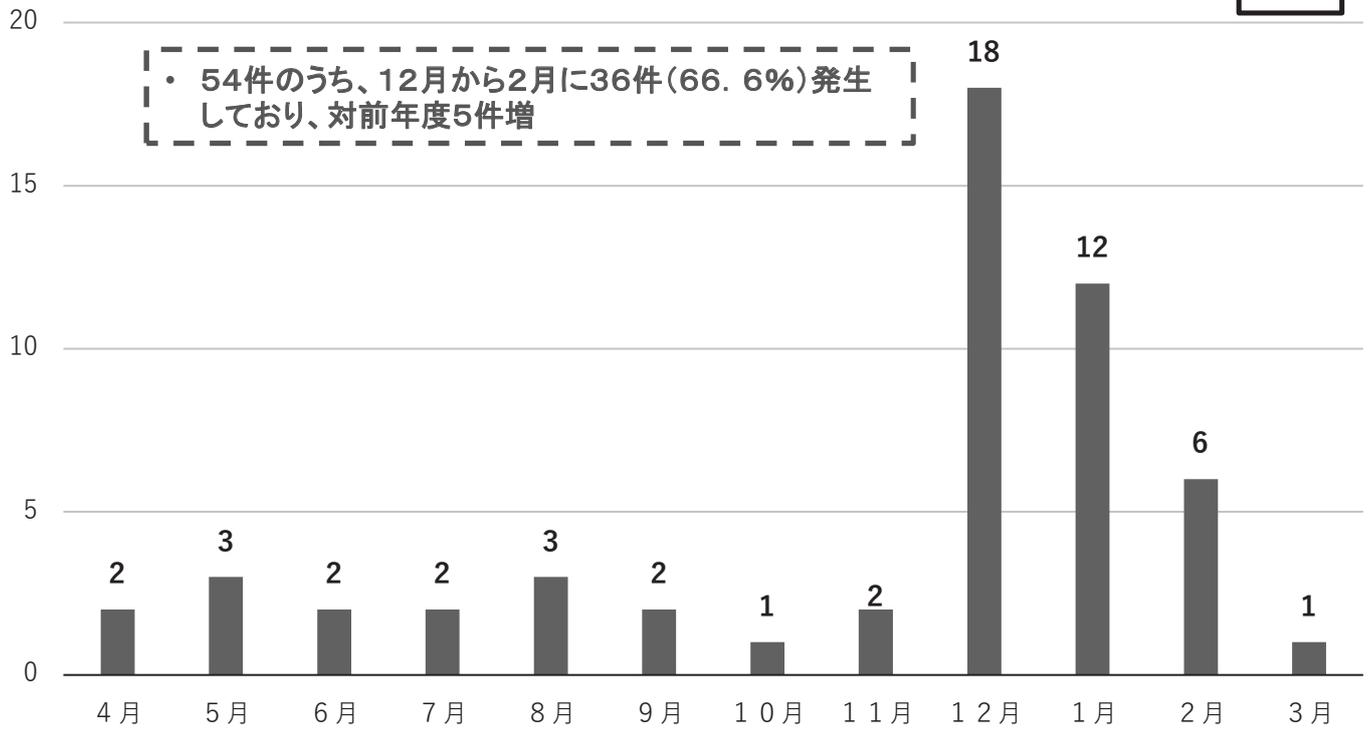


出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

発生月別車輪脱落事故発生状況

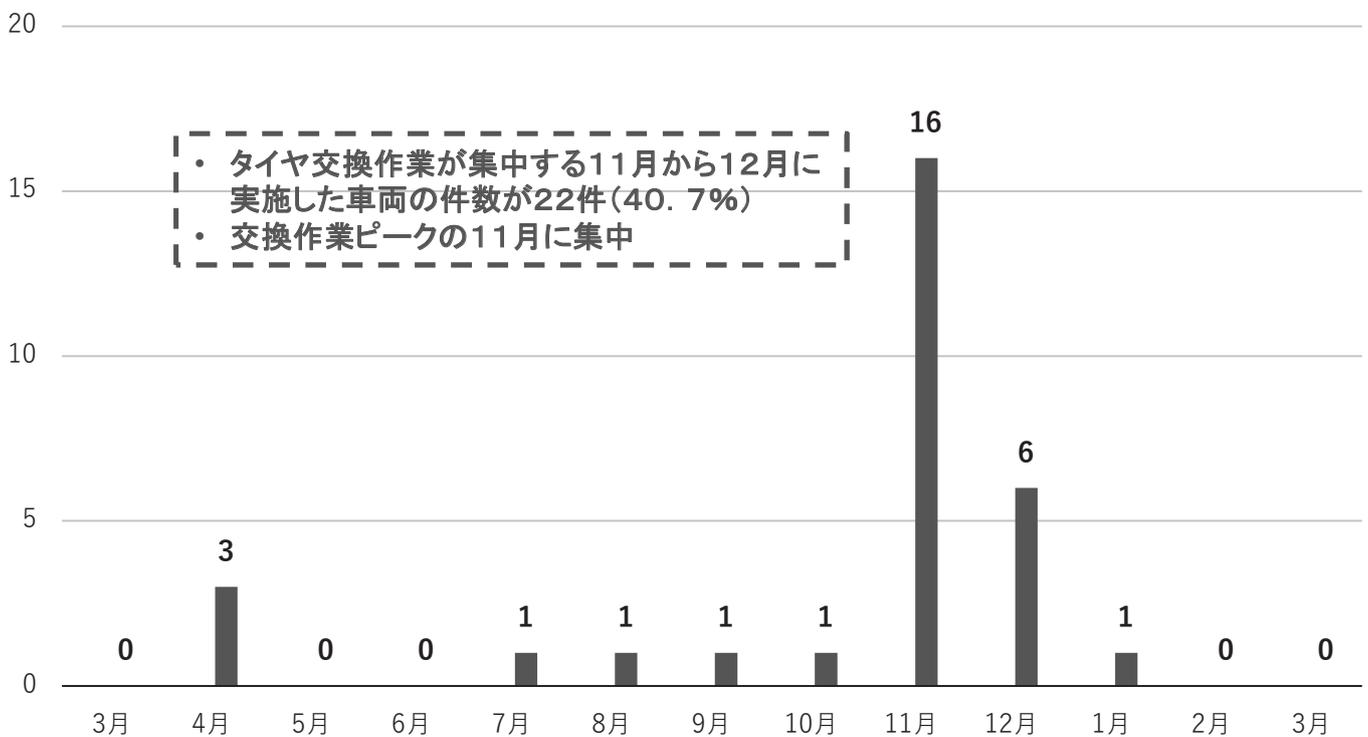
n=54



月別タイヤ交換実施件数

(タイヤ交換後3ヶ月以内に車輪脱落したもの)

n=30

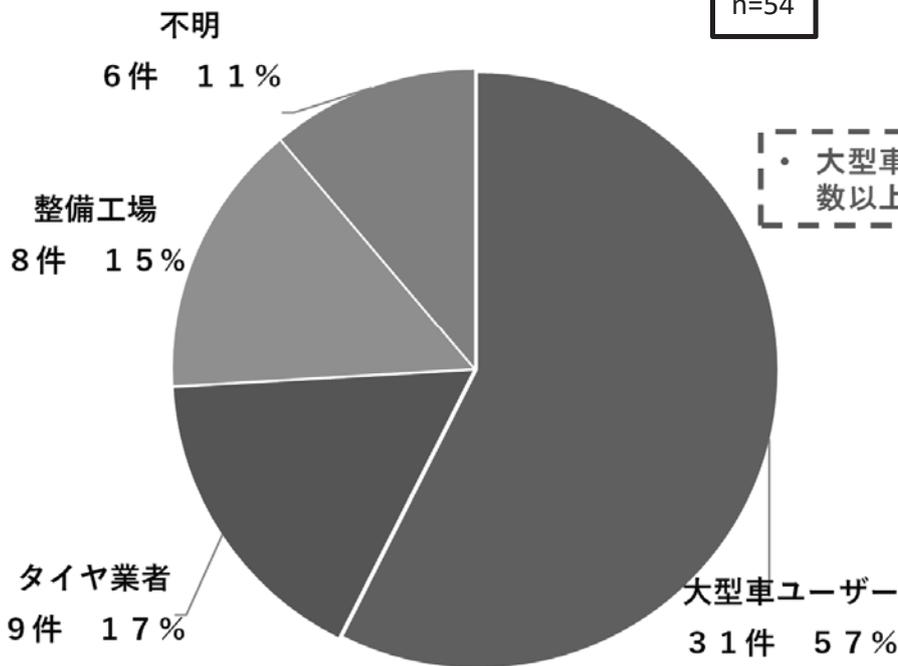


出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

タイヤ脱着作業実施者別

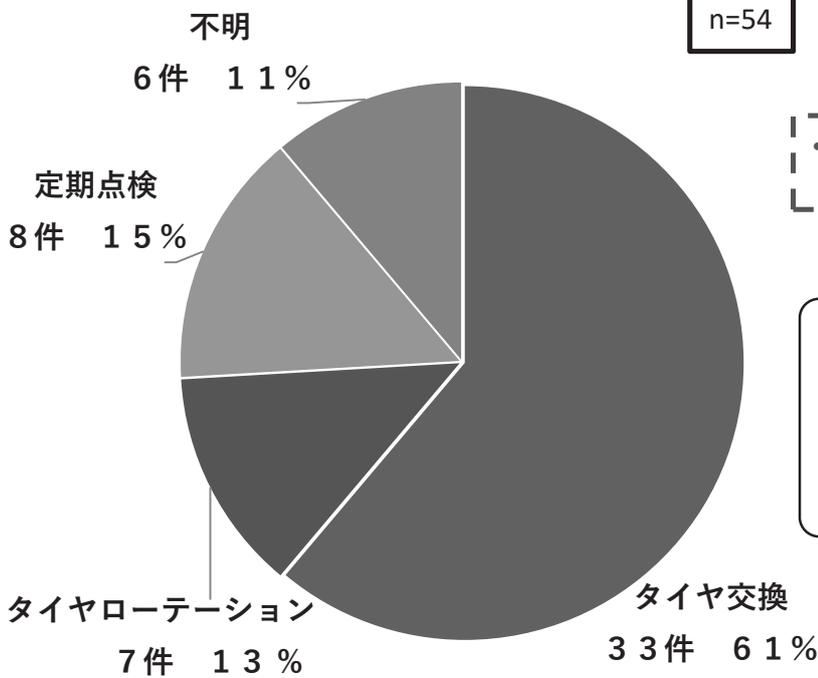
n=54



・ 大型車ユーザーの交換によるものが半数以上を占める傾向で前年度と同比

タイヤ脱着作業内容別

n=54



・ タイヤ交換、タイヤローテーションが大半を占める

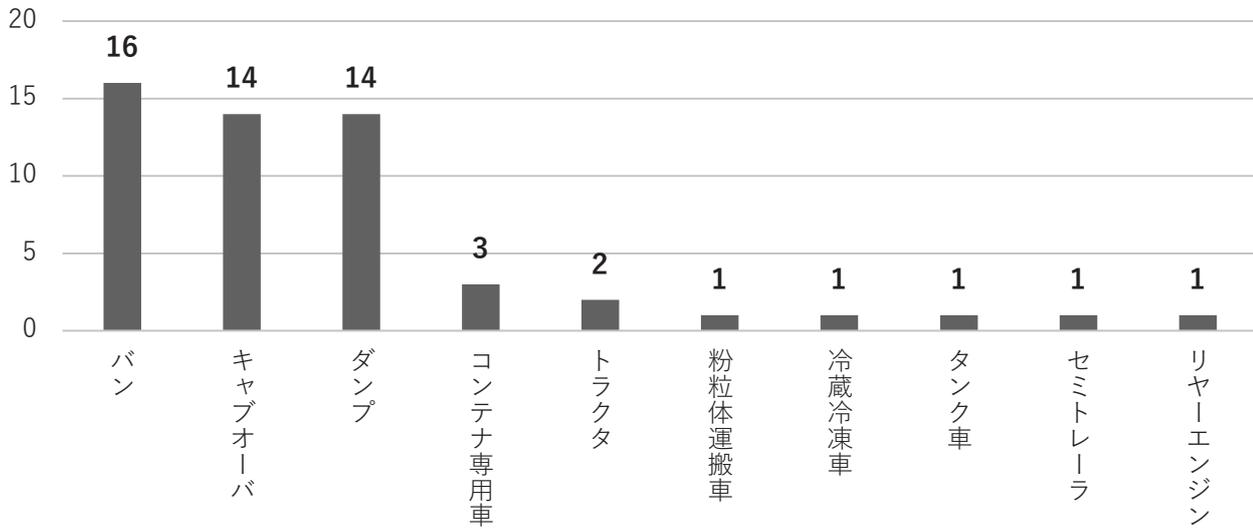
- タイヤ交換
 - ・通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・冬用タイヤから通常タイヤへの交換
 - ・パンクや摩耗したタイヤの交換 など
- タイヤローテーション
 - ・タイヤの摩耗が偏る事を防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

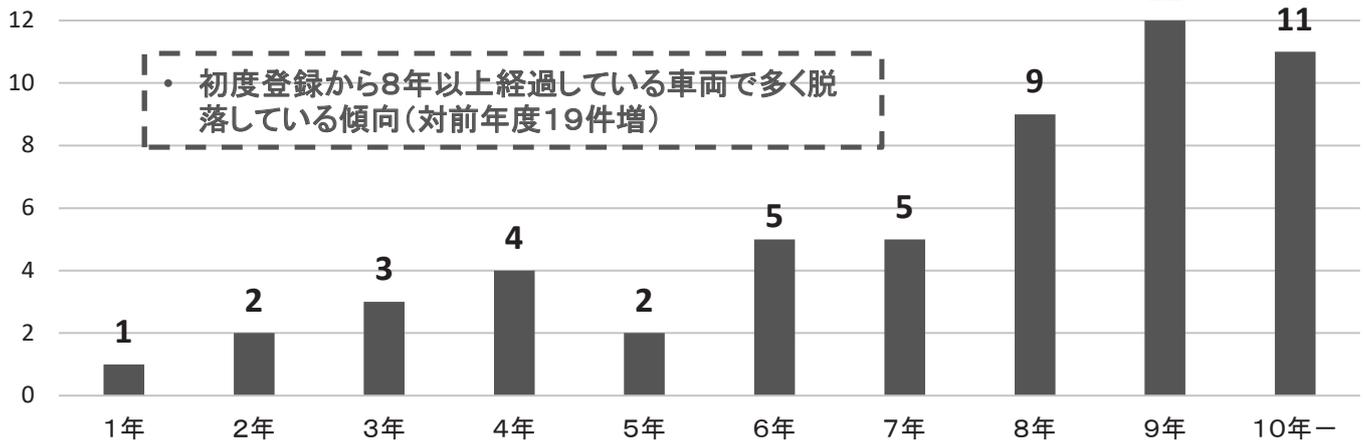
車体の形状別発生件数

n=54



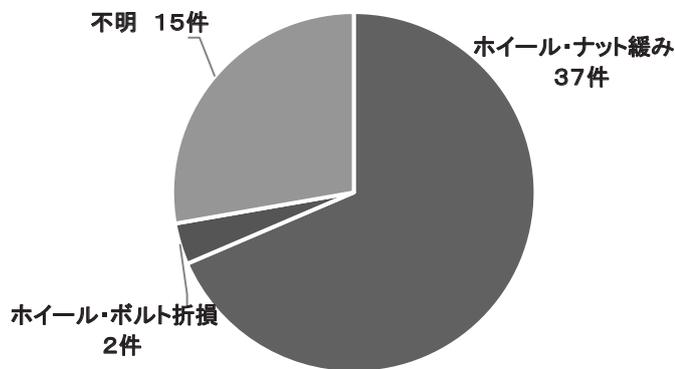
登録年から事故発生までの車齢

n=54



タイヤ脱落時の原因

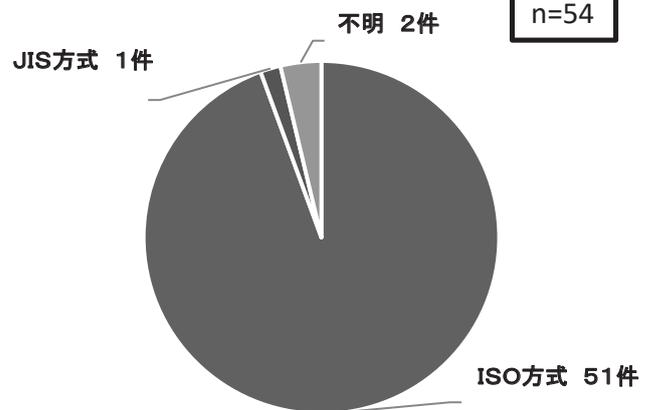
n=54



・大半はホイール・ナットの緩みによるもの

締め付け方式

n=54

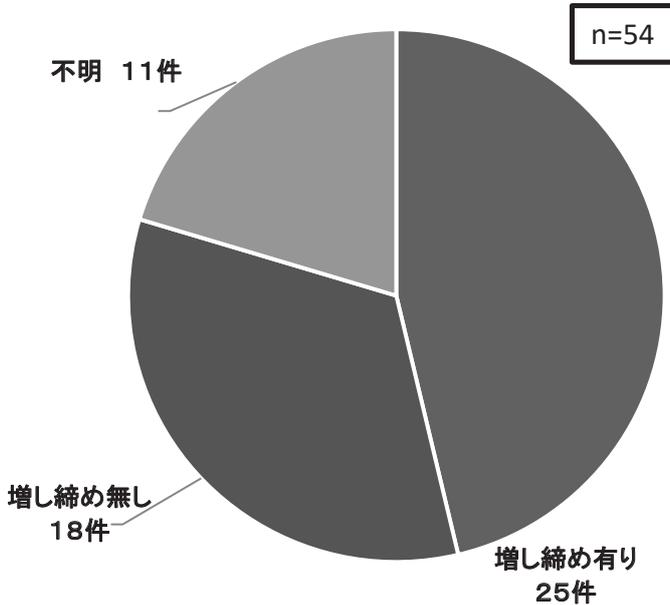


・大半はISO方式

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

脱着作業後の増し締め実施の有無



「増し締め有り」25件について、脱落の主な推測要因

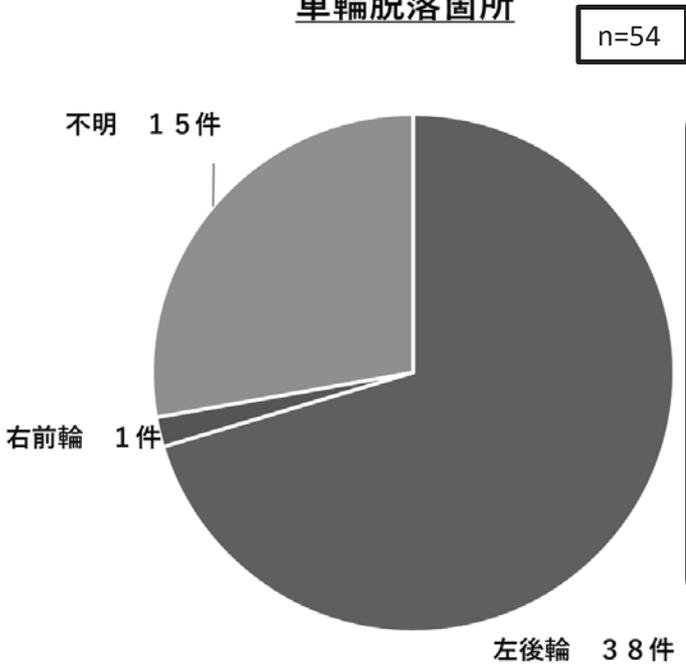
- ・ ホイール・ボルト等の劣化・摩耗
- ・ ホイール・ボルト、ナット等のネジ部、ハブ面の錆・汚れ

- ・ 「増し締め有り」25件は、大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、増し締めも実施しているが、1ヶ月以内に脱落事故が12件発生している。
- ・ 車齢8年以上経過している車両が15件と大半を占めている。
- ・ 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締め付け力を得られず脱落に至ったと推測。
- ・ 日常点検において、確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推測。

【対策の方向性】

- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカ等の活用

車輪脱落箇所



左後輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左後輪タイヤが多く脱落する原因については以下の可能性が考えられる。
 - ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
 - ・ 左折時は、低い速度であるが左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
 - ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ナット緩み等の異常が発生した場合、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

東北運輸局では、令和4年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締め周知方法等のヒアリングを管内計38事業場を実施した。

ヒアリング内容

□ 12ヶ月点検における増し締めの周知方法

・点検整備記録簿への記載 ・増し締めに促すお知らせチラシ等の配布 ・していない

□ 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めの必要性等の説明

・している ・していない

□ 事業場における増し締め作業の依頼状況

・有り ・無し

□ 増し締めの必要性に係る自動車使用者の認識

・認識できている ・概ね認識できている ・あまり認識できていない ・認識できていない

□ タイヤを取り付ける際、ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況

(※ハブやネジ部を清掃し、適切な部品を使用し、インロー部、ネジ部及びナット部にエンジンオイル等を塗布して、タイヤホイールを装着した場合において、はじめて適切な締め付けができることを理解しているか。)

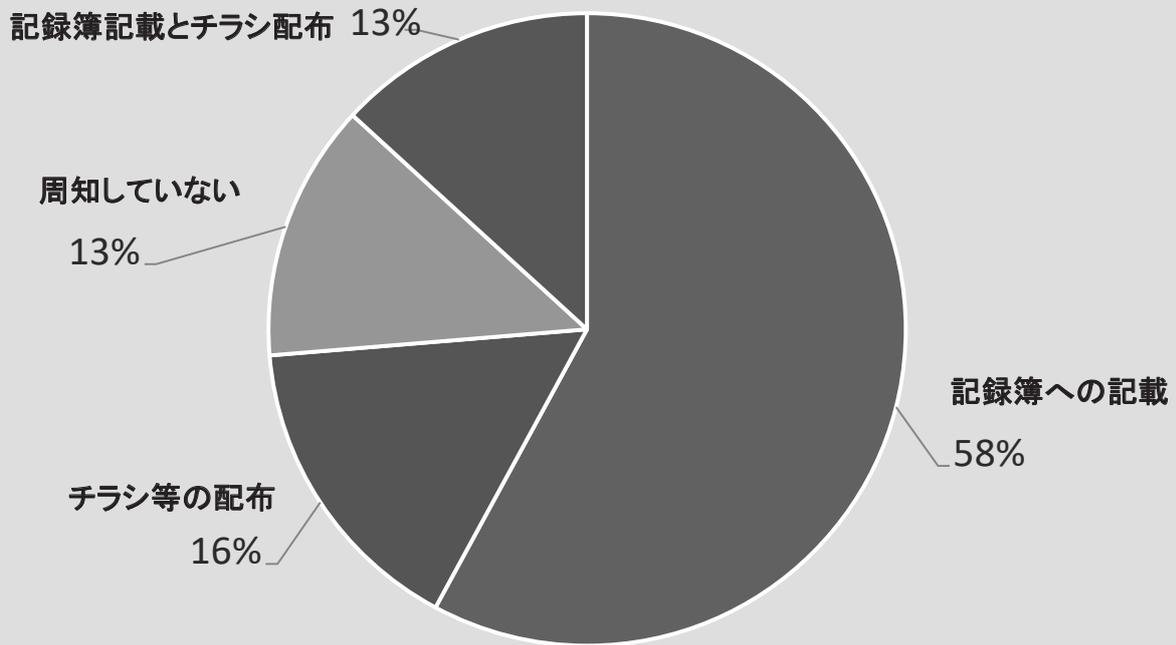
・行っている ・行っていない

□ 使用限度に達しているホイールボルト、ホイールナットの使用禁止に関する自動車使用者の認識

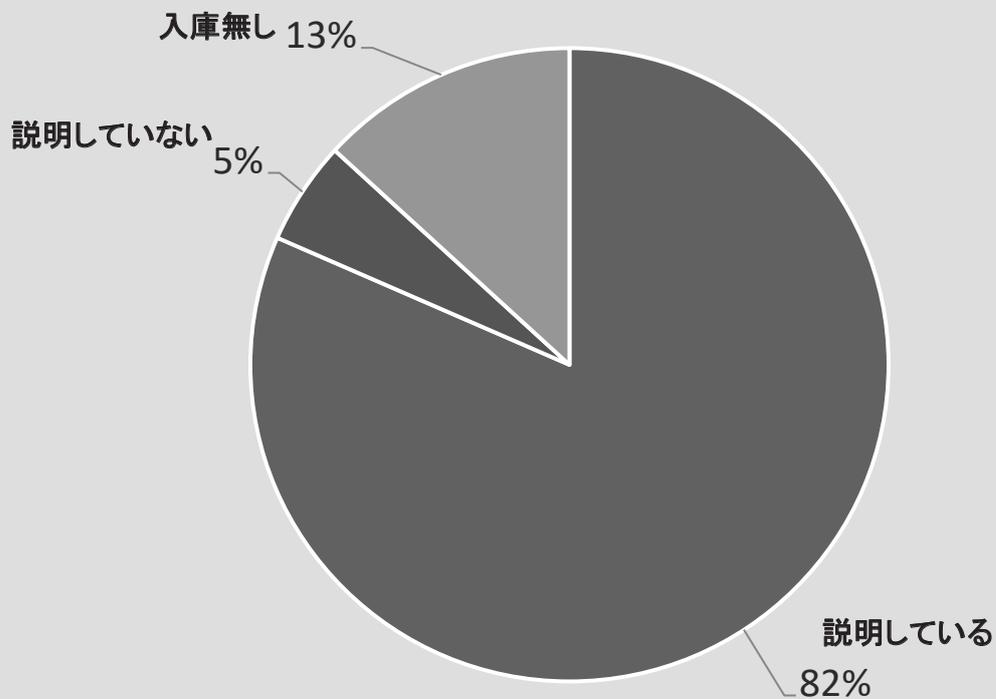
・認識できている ・概ね認識できている ・あまり認識できていない ・認識できていない

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

1. 12ヶ月点検における増し締め周知方法

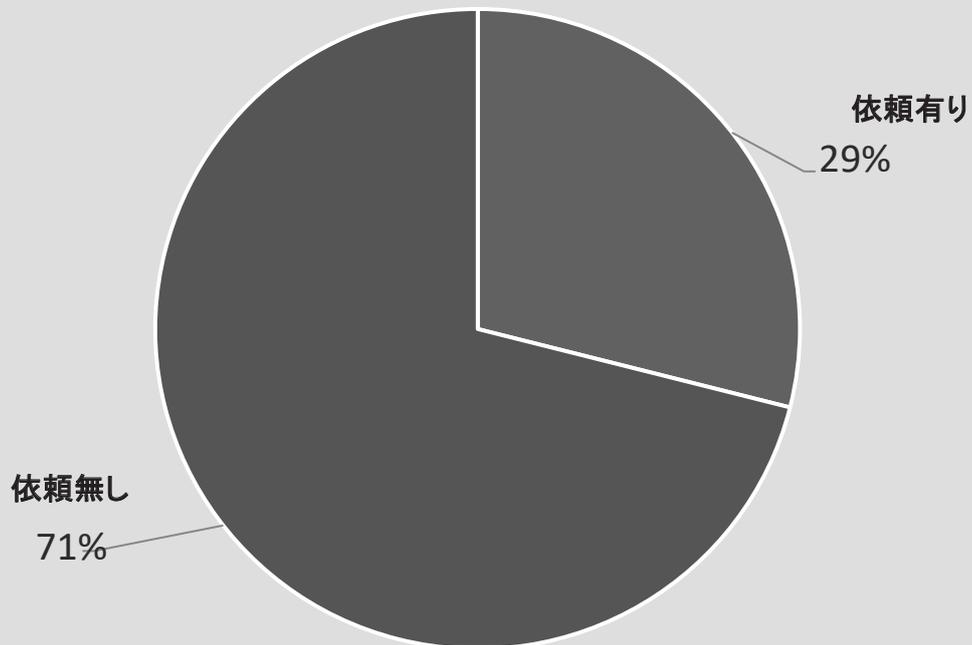


2. 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めの必要性の説明

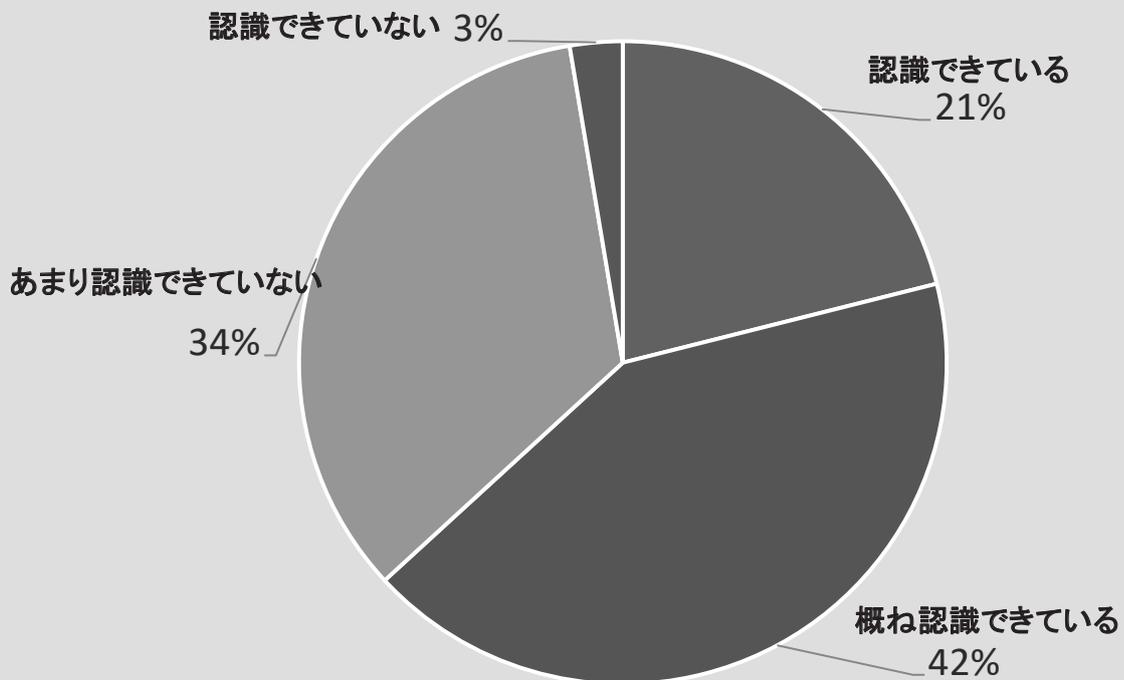


②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

3. 事業場における増し締め作業の依頼状況



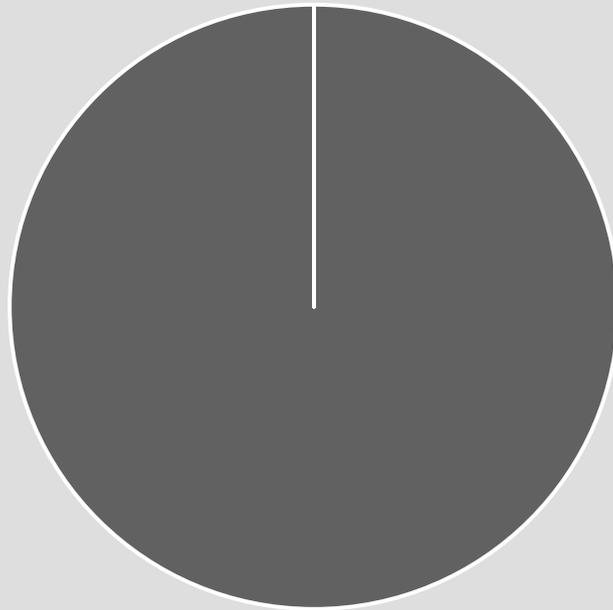
4. 増し締めの必要性に係る使用者の認識



②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

5. ハブやネジ部及びナット部の清掃や
エンジンオイル等の塗布状況

行っていない 0



行っている
100%

6. 使用限度に達しているホイール・ボルト、ナットの
使用禁止に関する使用者の認識

認識できていない

21%

認識できている

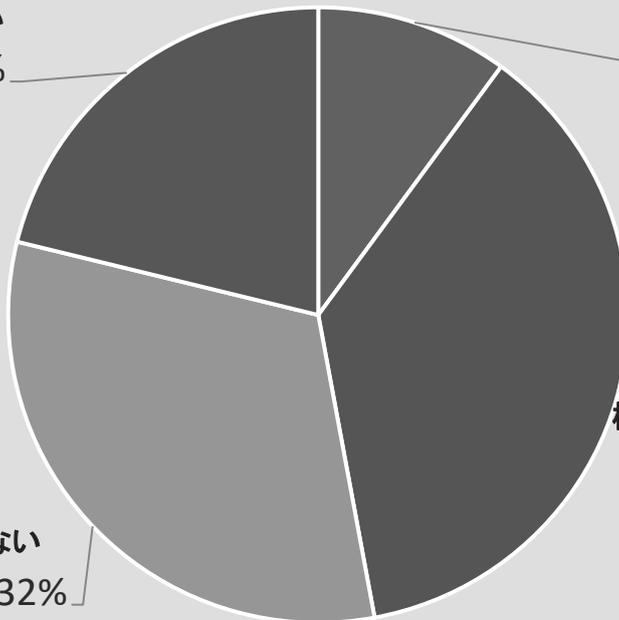
10%

概ね認識できている

37%

あまり認識できていない

32%



②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

ヒアリング結果 管内計：38事業場

- 点検時、増し締めのお知らせは、13%（5事業場）が周知していない。
- 初めて入庫する車両や使用者等への増し締めの必要性を、5%（2事業場）が説明していない。
- 増し締めの必要性について、使用者があまり認識できていない又は認識できていないと回答したのが37%（14事業場）
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況について、38事業場全て実施している。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ナットの使用禁止を、使用者があまり認識できていない又は認識できていないと回答した事業場が約半数（53%）

事業者の皆様へ

- 点検時に増し締めの必要性を使用者等に説明するとともに、記録簿への記載やチラシ等により周知すること。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布を、引き続き徹底すること。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ホイール・ナットは使用しないことを、使用者等へ周知すること。

車輪脱落事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を公開しております。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRll2zJVaaybwEEKAmD5YVi



啓発動画QRコード

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

<動画一覧>

- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順：10分程度
- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順＋作業主旨の解説：15分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順：3分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順＋作業主旨の解説：5分程度

<適切なタイヤ脱着作業手順>



<適切なタイヤ保守管理作業手順>



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

1.車輪取り外し



2.清掃・点検



3.潤滑剤の塗布



4.車輪の取り付け



5.ホイール・ナットの締め付け作業



6.ホイールボルトおよびナットへのマーキング、インジケータの取付け



7.作業終了確認



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

<ディスク・ホイール取り付け後の増し締め>



<日常点検>

1.目視での点検(ナットの緩み以外)



2.点検ハンマー等を使用しての緩みの点検



3.タイヤの点検



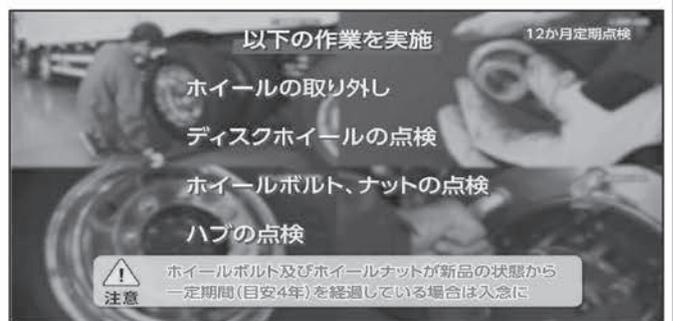
4.日常点検表の活用



<3か月定期点検>



<12か月定期点検>



11. 自動車税種別割納税証明書の有効期限の取扱いについて

○納税証明書の変更点

納税証明書の「本書の有効期限」の下に使用期限として『この証明書は領収日付印が〇年〇月〇日までのものに限り使用できます』という文章が追加されています。

The image shows a tax certificate form for Fukushima Prefecture. The main title is "年度 領収 証 書 (公)". Below it, there are fields for "加入者名" (加入者名: 福島県税務局システム課, 加入者番号: 02120-7-960004), "(納税者)", "(住 所)", and "(氏 名)". A table for tax details includes columns for "期 別", "整理番号 (登録番号)", "納 期 限", "年", "本 税", "延 滞 金", "申告加算金", "重加算金", and "合 計". A callout bubble points to the "使用期限日を追加" (Add validity period date) field, which is a date field (年 月 日). Another callout bubble points to the "領収日付印の日付が「使用期限」の範囲内であるか確認。範囲外の場合は使用不可" (Check if the receipt date stamp date is within the 'validity period' range. If outside the range, it is unusable) field, which contains the text: "この証明書は領収日付印が 年 月 日までのものに限り使用できます。" Below this, there are two conditions for non-use: "1 登録番号欄に***印がある場合" and "2 金融機関等の領収日付印がない場合 (裏面をよくお読みください)". A "領収日付印" (Receipt date stamp) field is shown at the bottom right, with a "福島県" (Fukushima Prefecture) stamp.

○領収日印の日付が「使用期限」を過ぎている場合

有効な納税証明書として使用することが出来ない（納税確認が出来ない）ため、県税事務所にて納税確認を受け有効な納税証明書を発行してもらう必要があります。

※他都道府県の納税証明書についても同様に「使用期限」が記載されているものがあるため、申請の際は領収日付印について必ずご確認下さい。

※二輪車（バイク）の納税証明書については従前通り原本提示が必要となります。

福島県自動車税納税確認システム 【F-JNKS】の導入について

事業者の皆様の利便性の向上を推進するため、「福島県自動車税納税確認システム」（通称：F-JNKS）を令和5年度中（夏頃）に導入する予定です。

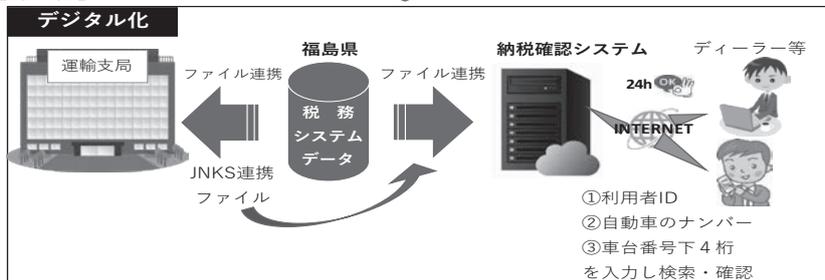
これにより、車検時の事前の納税確認のため、県税部等へ電話照会を行っていたものを、インターネット上で24時間（メンテナンス中を除く。）いつでも確認できるようになります。

<イメージ>

【現在】



【導入後】



今後、福島県HP「税務課」のページ内の「F-JNKS特設サイト」にて、利用に関する情報等を随時発信していく予定です。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/zeimu5.html>

福島県自動車税納税確認システム 操作マニュアル

福島県自動車税納税確認システム

操作マニュアル

令和5年6月26日

福島県税務課

目次

一般利用者向け操作マニュアル

1. ログイン画面

1.1. ログイン

2. パスワード変更画面

2.1. パスワード変更

3. 検索画面

3.1. 車両継続検査実施可否検索

3.2. クリア

3.3. 以前のパスワード変更から一定期間が経過した場合

1. ログイン画面

1.1. ログイン

利用者 ID、パスワードを入力して、ログインボタンを押下します。

The screenshot shows a web browser window with the URL <https://alb-prod.pdsystem4r.jp/keizoku-common/page/commonLogin.jsp>. The page content includes:

- Header: 利用者ログイン画面
- Input fields: 利用者ID and パスワード
- Buttons: ログイン and パスワード変更
- Links: [初めて利用される方はこちらへ](#) and [パスワードを忘れた方はこちらへ](#)

初回ログインの場合は、パスワード変更画面を表示します。「2.1 パスワード変更」の手順でパスワードを変更します。

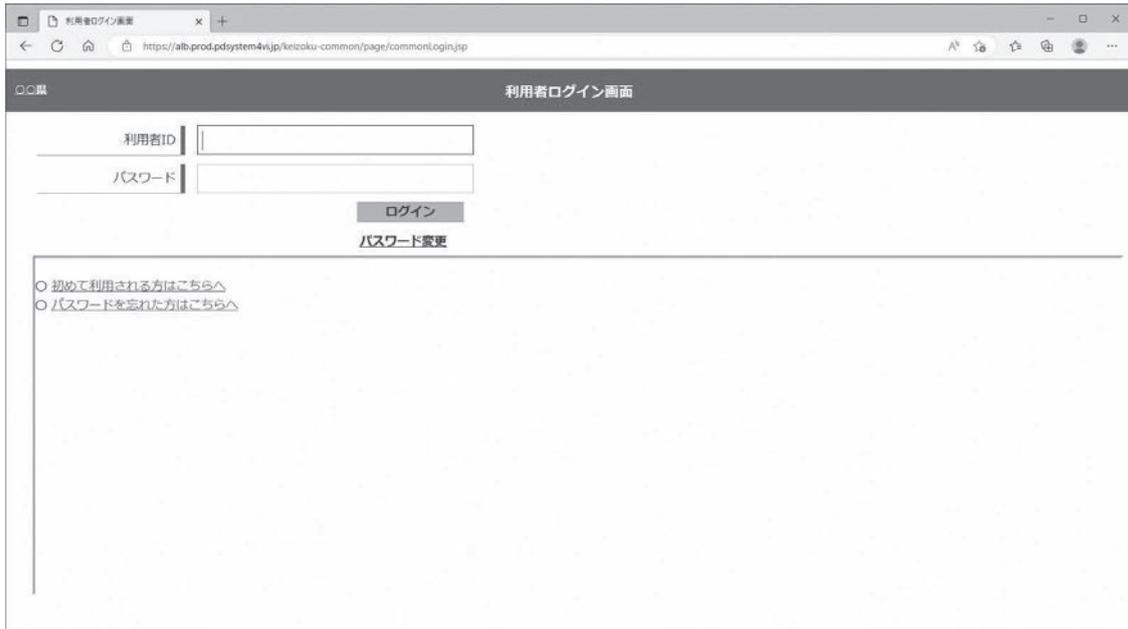
2回目以降のログインの場合は、パスワード変更画面は表示されず、検索画面に遷移します。「3.1 車両継続検査実施可否検索」の手順で検索を実施します。

登録番号	車台番号	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果
<input type="text"/>	<input type="text"/>	結果

2. パスワード変更画面

2.1. パスワード変更

ログイン画面から利用者 ID、パスワードを入力して、パスワード変更リンクを押下します。



現在のパスワード、新しいパスワード、新しいパスワード（再入力）を入力して、パスワード変更ボタンを押下します。パスワードを変更する旨の確認メッセージが表示されるので「OK」を押下します。

新しいパスワードは英数字混在かつ、8桁以上を入力する必要があります。



検索画面を表示します。「3.1 車両継続検査実施可否検索」の手順で検索を実施します。



3. 検索画面

3.1. 車両継続検査実施可否検索

登録番号、車台番号の下4桁を入力して、検索ボタンを押下します。同時に最大10台の検索が可能です。

※検索ボタン押下前の画面イメージ



検索条件に合致する自動車が車検可の場合は結果項目に「○」が表示されます。一方、車検不可の場合、「×」が表示されます。入力した登録番号、車台番号に合致する自動車が見つからない場合等は「-」を表示します。3回連続して不正な車台番号で検索を実行した場合、その登録番号については一定時間「★」が表示されます。

※検索ボタン押下後の画面イメージ



3.2. クリア

検索画面には「結果のみクリア」ボタン、「クリア」ボタンがあります。「結果のみクリア」ボタンを押下した場合は、結果のみをクリアします。

※結果のみクリアボタン押下後の画面イメージ



「クリア」ボタンを押下した場合は、登録番号、車台番号、結果すべてをクリアします。

※クリアボタン押下後の画面イメージ

利用者ID test000 利用者名 ○○自動車有限公司

*検索する自動車の登録番号と車台番号（下4桁）を入力して、検索ボタンを押下してください。最大10件まで同時検索可能です。

登録番号	車台番号	結果

結果のみクリア **クリア** 検索

検索結果は「重検可：○」、「重検不可：×」、「入力した自動車が存在しません：-」、「メンテナンス：-」となります。終了するときは×ボタンをクリックしてください。

3.3. 以前のパスワード変更から一定期間が経過した場合

以前のパスワード変更日から 365 日が経過した場合、下図のようなパスワード変更を促すメッセージが表示されます。ログイン画面の「パスワード変更」よりパスワードの変更を実施してください。なお、当該メッセージ表示された場合でも各機能は通常どおり利用することができます。

▲ パスワード変更日から90日経過しています。
ログイン画面からパスワード変更を実施してください。

利用者ID test000 利用者名 ○○自動車有限公司

*検索する自動車の登録番号と車台番号（下4桁）を入力して、検索ボタンを押下してください。最大10件まで同時検索可能です。

登録番号	車台番号	結果

結果のみクリア **クリア** 検索

検索結果は「重検可：○」、「重検不可：×」、「入力した自動車が存在しません：-」、「メンテナンス：-」となります。終了するときは×ボタンをクリックしてください。

12. 検査対象軽自動車の自動車検査証の電子化について 令和6年1月～

検査対象軽自動車の自動車検査証の電子化について

令和6年1月～



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

1. 自動車検査証の電子化について



- 登録車において令和5年1月に先行して導入された自動車検査証の電子化について、軽自動車においては、令和6年1月から交付を開始します。
- 自動車検査証電子化後の自動車検査証(電子車検証)の券面には、継続検査、一部の変更記録申請等により電子車検証の券面記載事項の変更を伴わない基礎的情報を券面に記載することとなります。
- 電子車検証券面に記載がなく、ICタグのみに格納される情報にあっては、新たな電子車検証を発行することなく、ICタグ内の情報の書換えが可能となります。
 - ・ 券面記載事項に変更がある場合には、軽自動車検査協会事務所等において電子車検証の交付(発行)が必要。
 - ・ 記録等事務代行制度により委託を受けた代行者によるICタグ内の情報の書換えのみの場合は、軽自動車検査協会事務所等への出頭は不要となります。

電子車検証の券面に掲載されない事項

- 所有者の氏名・住所
 - 使用者の住所、使用の本拠の位置
 - 有効期間の満了する日
 - 備考欄の一部(牽引車情報など)等
- ⇒ICタグに記録

自動車検査証 (サイズ:A4)

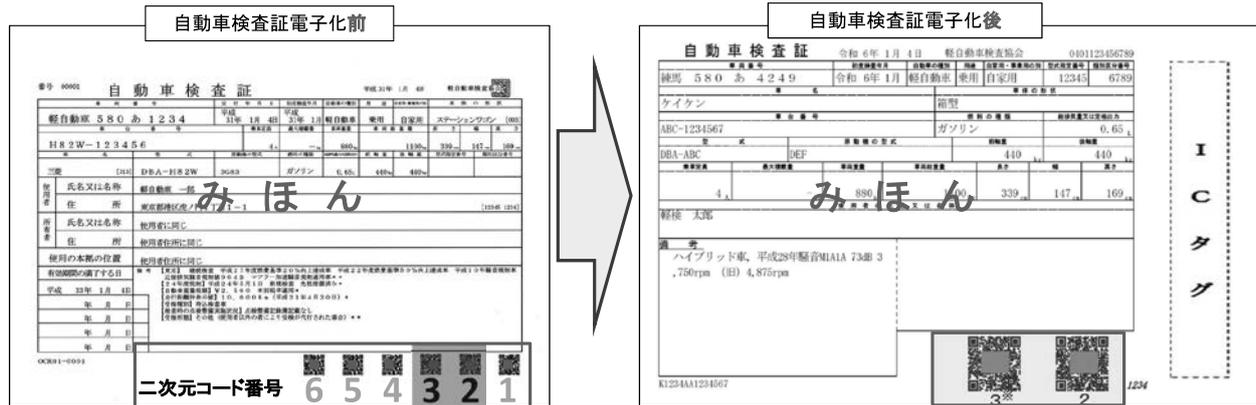
自動車検査証電子化後 (サイズ:A6+ICタグ部分(105×177.8mm))

4. 電子車検証の券面に表示する二次元コードについて

- 電子車検証券面に変更がなく、ICタグ内の情報のみを書換える場合、電子車検証交付時に券面に表示した二次元コードの情報が最新の情報ではなくなり、ICタグ内の情報と二次元コード内の情報に乖離が生まれることから、書換えられる可能性がある情報に関しては、二次元コードに格納することができません。
- また、電子車検証[※]のサイズおよび欄外印刷可能領域の小型化により、現状の自動車検査証欄外に表示している全ての二次元コードを表示することが困難となります。

上記を踏まえ、先行して導入している登録車の電子車検証券面に表示されている二次元コードと同等程度の情報が格納されたコード2及びコード3を車検証券面に表示することになります。

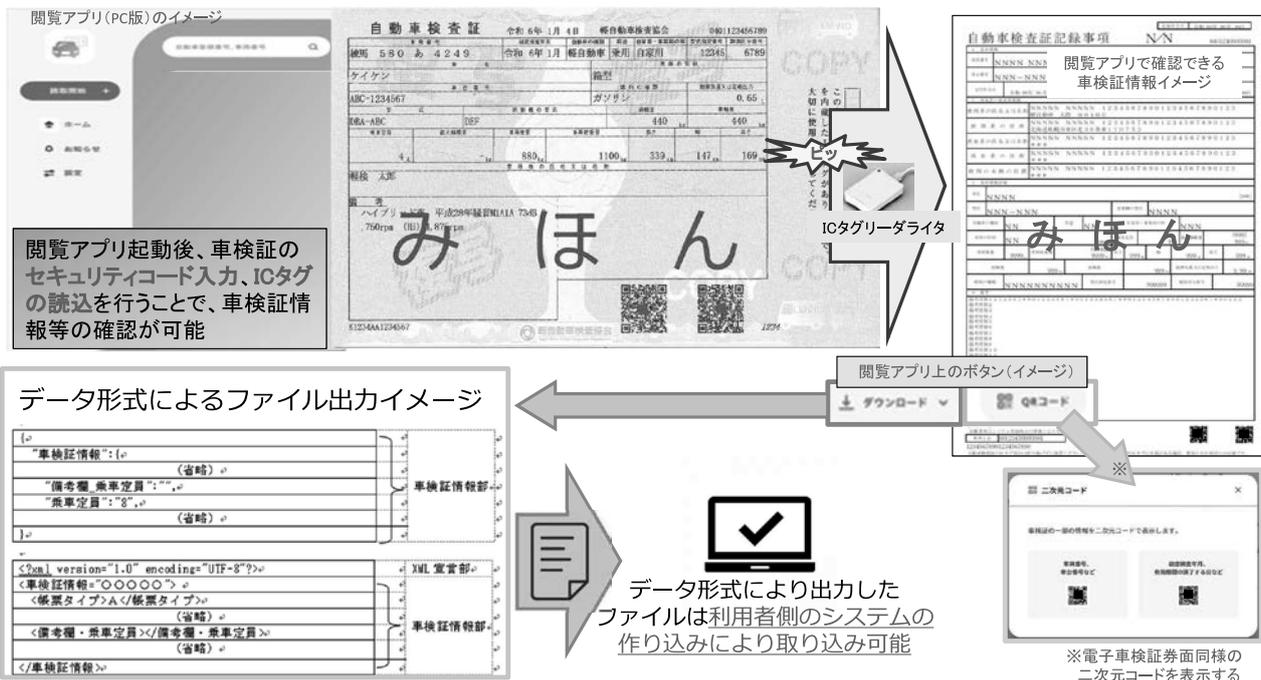
※自動車検査証が対象。自動車検査証以外の証明書(例：自動車予備検査証etc...)は電子化対象外であり、コード3に一部の仕様変更が入る(次ページ以降に詳細記載)ものの、現行と同等の二次元コードを表示。



※コード3については、車検の有効期間満了日が格納されており、書換え対象情報となるため、ダミー値(999999)を設定します(登録車と同様の仕様)。ただし、自動車検査証以外の証明書はこれまで同様の値を設定します(変更なし)。詳細はスライド6に記載。

5. 車検証情報閲覧アプリについて

- 電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、車検証情報閲覧アプリを活用し、当該情報の確認が可能。なお、国土交通省が提供している閲覧アプリで令和6年1月から軽自動車の電子車検証の閲覧も可能となります。
- 車検証情報閲覧アプリでは、車検証情報の確認のほか、車検証情報のファイル出力(Json、XML、CSV、PDF形式)、電子車検証に出力されている情報と同等の二次元コードの出力、車検証情報以外の情報(リコール情報等)の確認が可能です。



※電子車検証券面同様の二次元コードを表示する

(参考) 電子車検証券面の二次元コード2の仕様

コード2 : 変更なし

注意: 今後の機能改修等により本仕様は予告なく変更する場合があります。

No.	項目名	全角/ 半角	可変/ 固定	サイズ	設定値 △: 全角スペース ▲: 半角スペース
1	システムID	半角	固定長	1桁	"K"固定
2	バージョン番号	半角	固定長	2桁	"22"固定
3	車両番号	全角	固定長	12桁	中板の場合 標板文字+分類番号+かな文字+一連番号を設定する 小板の場合 分類番号+標板文字+かな文字+一連番号を設定する 標板文字が4桁に満たない場合は全角スペース埋め マスタから標板文字の取得に失敗した場合全角スペース埋め 分類番号が3桁に満たない場合は全角スペース埋め 一連番号が4桁に満たない場合は全角スペース埋め
4	標板の枚数・大きさ	半角	固定長	1桁	転入返納の場合 "-" を設定する 1: 中板・2枚・ペイント、2: 小板・2枚・ペイント、3: 中板・1枚・ペイント 4: 小板・1枚・ペイント、5: 中板・2枚・字光、6: 小板・2枚・字光 7: 中板・1枚・字光、8: 小板・1枚・字光 ※希望番号の場合は1→A、2→B、3→C、4→D、5→E、6→F、7→G、8→Hとなる
5	車台番号	半角	固定長	20桁	職権打刻車台番号の場合は先頭の2桁を [] で囲む
6	原動機型式	半角	可変長	24桁	諸元マスタの取得に失敗した場合は"****"を設定する 原動機型式が存在しない場合は "-" を設定する 職権打刻の場合は先頭の2桁を [] で囲む 不明の場合は"*FUMEI"を設定する (平成30年4月の機能改修により12桁から24桁に変更)
7	帳票種別	半角	固定長	1桁	1: 自動車検査証、2: 予備検査証、3: 限定検査証、4: 返納証明書 上記以外の場合は未設定

補足: 二次元コード内の各項目の区切り文字として、半角スラッシュ(/)を格納するため、データサイズ合計は最大67となる。(現行から変更なし)

8

(参考) 電子車検証券面の二次元コード3の仕様①

コード3 : 一部変更あり(変更箇所は黄色網掛け部分が該当)

注意: 今後の機能改修等により本仕様は予告なく変更する場合があります。

No.	項目名	全角/ 半角	可変/ 固定	サイズ	設定値 △: 全角スペース ▲: 半角スペース
1	システムID	半角	固定長	1桁	"K"固定
2	バージョン番号	半角	固定長	2桁	"32"固定
3	車台番号打刻位置	半角	固定長	3桁	備考情報の車台番号打刻位置を設定、未設定の場合は"-▲▲"を設定
4	型式指定番号・ 類別区分番号	半角	固定長	9桁	型式車の場合のみ設定、それ以外は未設定
5	有効期間満了日	半角	固定長	6桁	電子車検証券面表示の二次元コードでは、ダミー値(99999)を設定する。
6	初度検査年月	半角	固定長	4桁	YYMM(元号2桁+月)、未設定の場合は"9999"を設定
7	型式	半角	可変長	20桁	諸元マスタの取得に失敗した場合は"****"を設定する 型式が存在しない場合は "-" を設定する 改造車の場合型式+"*K"、型式が存在しない場合は"*K"を設定する 試作車の場合型式+"*S"、型式が存在しない場合は"*SHISAKU"を設定する 組立車の場合"KUMITATE"を設定する 不明の場合"*FUMEI"を設定する
8	前前軸重	半角	固定長	4桁	諸元マスタ取得失敗の場合"****▲"を設定する 未設定の場合"-▲▲▲"を設定する 10kg単位で設定し、4桁に満たない場合は先頭0埋め(550kgの場合は0055)
9	前後軸重	半角	固定長	1桁	"-"固定
10	後前軸重	半角	固定長	1桁	"-"固定
11	後後軸重	半角	固定長	4桁	諸元マスタ取得失敗の場合"****▲"を設定する 未設定の場合"-▲▲▲"を設定する 10kg単位で設定し、4桁に満たない場合は先頭0埋め(550kgの場合は0055)
12	騒音規制	半角	固定長	2桁	備考情報の騒音規制区分を変換(詳細は8スライド目に記載)
13	近接排気騒音規制値	半角	固定長	3桁	備考情報の近接排気騒音規制値を設定(詳細は8スライド目に記載)
14	駆動方式	半角	固定長	1桁	"-"固定
15	オバシメータ測定車	半角	固定長	1桁	"-"固定
16	NOxPM測定モード	半角	固定長	1桁	"-"固定
17	NOx値	半角	固定長	4桁	"-▲▲▲"固定
18	PM値	半角	固定長	5桁	"-▲▲▲▲"固定
19	燃料の種類コード	半角	固定長	2桁	燃料の種類コードを設定する(詳細は8スライド目に記載)
-	予備項目	半角	固定長	3桁	"999"固定(詳細は8スライド目に記載)

補足: 二次元コード内の各項目の区切り文字として、半角スラッシュ(/)を格納するため、データサイズ合計は最大96となる。(現行から変更なし)

9

(参考) 電子車検証券面の二次元コード3の仕様②

コード3のNo.12、13、19、-の補足

No.	項目名	現行(紙車検証)の設定内容 ▲:半角スペース	R6.1更改後(電子車検証)の設定内容 ▲:半角スペース
12	騒音規制	"-▲"を設定	備考情報の騒音規制区分を交換平成10年騒音規制適合車の場合:"10"平成11年騒音規制適合車の場合:"11"平成12年騒音規制適合車の場合:"12"平成28年騒音規制適合車の場合:"28"騒音規制対象外車の場合:"-▲"
13	近接排気騒音規制値	"-▲▲"を設定	備考情報の近接排気騒音規制値を設定※3桁未満の場合先頭0埋め 近接排気騒音規制値がない場合"-▲▲"
19	予備項目 →燃料の種類コード	"999999"を設定	型式車は諸元マスタの燃料種類コード、一般車は一般車諸元テーブルの燃料種類コード(OCRコード)を取得して2桁のOCRコードを設定する。 01 ガソリン 02 軽油 03 L P G 04 灯油 05 電気 06 ガソリン・L P G (併用式) 07 ガソリン・灯油 (併用式) 08 メタノール 09 C N G 11 L N G 12 A N G 13 圧縮水素 14 ガソリン・電気 15 L P G・電気 16 軽油・電気 17 ガソリン L P G (切替式) 18 ガソリン 灯油 (切替式) 99 その他 -- -
-	-	-	残り3桁が予備項目(999を設定)

10

(参考) 令和6年1月以降の二次元コードの形式

①電子車検証に記載される二次元コードの形式

コード名称	コード分割数	誤り訂正率	セルの大きさ (mm/セル)	バージョン番号
コード2	1 (分割なし)	M (15%)	0.40	5 (セル数(37×37))
コード3	1 (分割なし)	M (15%)	0.40	5 (セル数(37×37))

②電子車検証以外に記載される二次元コードの形式(形式変更なし)

コード名称	コード分割数	誤り訂正率	セルの大きさ (mm/セル)	バージョン番号
コード1	1 (分割なし)	Q (25%)	0.303	5 (セル数(37×37))
コード2	1 (分割なし)	M (15%)	0.303	5 (セル数(37×37))
コード3	1 (分割なし)	M (15%)	0.303	5 (セル数(37×37))
コード4	1 (分割なし)	M (15%)	0.303	5 (セル数(37×37))
コード5	1 (分割なし)	M (15%)	0.303	5 (セル数(37×37))
コード6	1 (分割なし)	M (15%)	0.303	5 (セル数(37×37))

③自動車検査証返納証明書に追加される二次元コードの形式(新規)

コード名称	コード分割数	誤り訂正率	セルの大きさ (mm/セル)	バージョン番号
コード7	1 (分割なし)	M (15%)	0.303	5 (セル数(37×37))

各二次元コード共通事項として、二次元コードの形式はQRコード(JIS-X-0510)となります。

11

13. 二輪コース閉鎖のおしらせ

二輪コース閉鎖のおしらせ

令和5年10月2日～令和5年12月28日の間、審査機器更新工事のため二輪コースが閉鎖となります。

上記期間中の二輪車の検査は原則として以下のとおりいたします。

- ・同一性の確認、外観検査等 → 計測コース入口付近で実施
- ・ブレーキ検査、ヘッドライト検査、排気ガス検査 → 計測コースの審査機器を使用
- ・スピードメータ検査 速度検知が前輪のもの → 実走による検査を実施
速度検知が後輪のもの → 計測コースのスピードメータを使用

なお、計測コースの状況等により上記によらず実施する場合があります。

ご不便をおかけし誠に恐れ入りますが、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

自動車技術総合機構 東北検査部福島事務所

14. ロードインデックス表&計算例

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
(抜粋)

別表4 (7-11 関係)

ロードインデックスに対応する負荷能力

ロードインデックス	負荷能力 (kg)						
0	45	51	195	101	825	151	3,450
1	46.2	52	200	102	850	152	3,550
2	47.5	53	206	103	875	153	3,650
3	48.7	54	212	104	900	154	3,750
4	50	55	218	105	925	155	3,875
5	51.5	56	224	106	950	156	4,000
6	53	57	230	107	975	157	4,125
7	54.5	58	236	108	1,000	158	4,250
8	56	59	243	109	1,030	159	4,375
9	58	60	250	110	1,060	160	4,500
10	60	61	257	111	1,090	161	4,625
11	61.5	62	265	112	1,120	162	4,750
12	63	63	272	113	1,150	163	4,875
13	65	64	280	114	1,180	164	5,000
14	67	65	290	115	1,215	165	5,150
15	69	66	300	116	1,250	166	5,300
16	71	67	307	117	1,285	167	5,450
17	73	68	315	118	1,320	168	5,600
18	75	69	325	119	1,360	169	5,800
19	77.5	70	335	120	1,400	170	6,000
20	80	71	345	121	1,450	171	6,150
21	82.5	72	355	122	1,500	172	6,300
22	85	73	365	123	1,550	173	6,500
23	87.5	74	375	124	1,600	174	6,700
24	90	75	387	125	1,650	175	6,900
25	92.5	76	400	126	1,700	176	7,100
26	95	77	412	127	1,750	177	7,300
27	97.5	78	425	128	1,800	178	7,500
28	100	79	437	129	1,850	179	7,750
29	103	80	450	130	1,900	180	8,000
30	106	81	462	131	1,950	181	8,250
31	109	82	475	132	2,000	182	8,500
32	112	83	487	133	2,060	183	8,750
33	115	84	500	134	2,120	184	9,000
34	118	85	515	135	2,180	185	9,250
35	121	86	530	136	2,240	186	9,500
36	125	87	545	137	2,300	187	9,750
37	128	88	560	138	2,360	188	10,000
38	132	89	580	139	2,430	189	10,300
39	136	90	600	140	2,500	190	10,600
40	140	91	615	141	2,575	191	10,900
41	145	92	630	142	2,650	192	11,200
42	150	93	650	143	2,725	193	11,500
43	155	94	670	144	2,800	194	11,800
44	160	95	690	145	2,900	195	12,150
45	165	96	710	146	3,000	196	12,500
46	170	97	730	147	3,075	197	12,850
47	175	98	750	148	3,150	198	13,200
48	180	99	775	149	3,250	199	13,600
49	185	100	800	150	3,350	200	14,000
50	190						

計算例 1

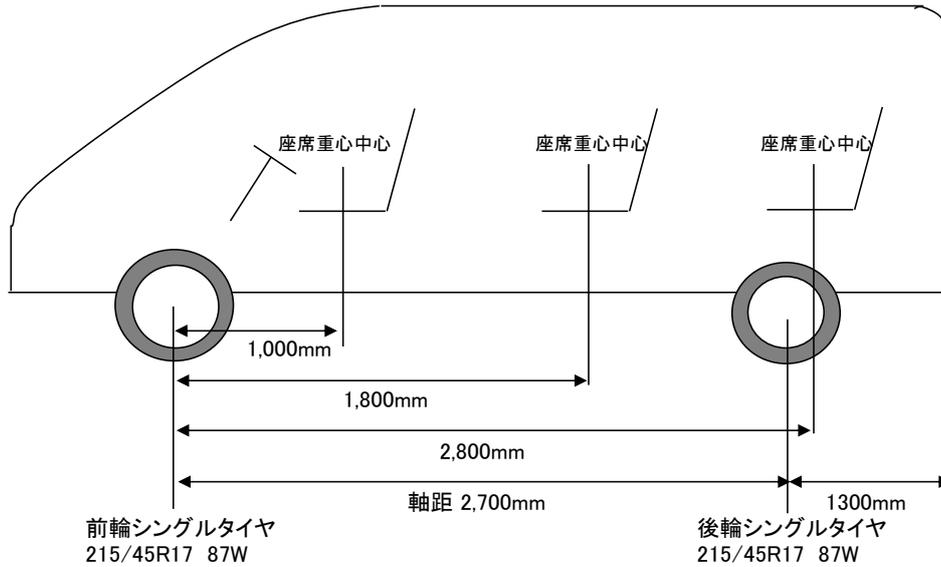


表1 (諸元)

種別・用途	普通・乗用	タイヤ許容荷重(L187)	545kg
車体の形状	ステーションワゴン	乗車定員	1列目 2人 2列目 3人 3列目 3人 合計 8人
車両重量	前輪	1,080 kg	
	後輪	910 kg	
	和	1,990 kg	

表2

	後軸オフセット	前軸	後軸	計
車両重量		1,080 kg	910 kg	1,990 kg
乗車定員(1列目)	1,700 mm	70 kg	40 kg	110 kg
乗車定員(2列目)	900 mm	55 kg	110 kg	165 kg
乗車定員(3列目)	-100 mm	-5 kg	170 kg	165 kg
車両総重量		1,200 kg	1,230 kg	2,430 kg
積車時タイヤ負荷率		110 %	113 %	

・前後軸タイヤ荷重オーバー

計算例 2

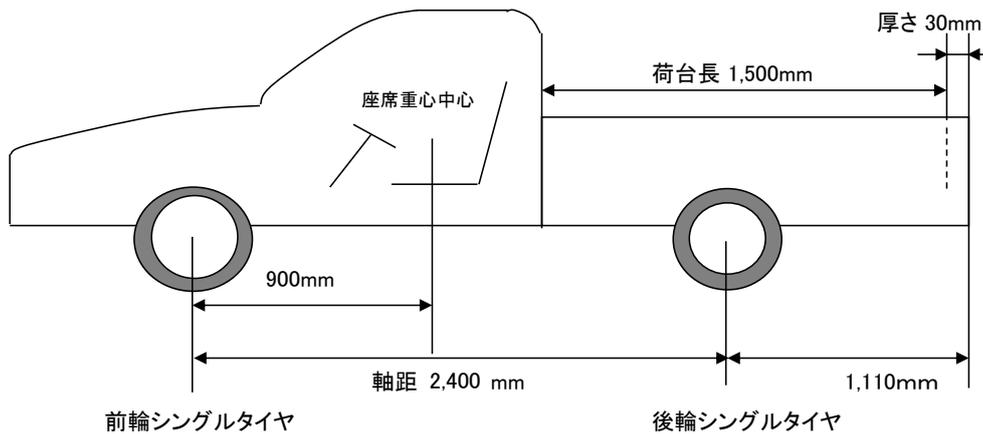


表1 (諸元)

種別・用途	普通・貨物	タイヤサイズ	前輪・後輪	195/65R16 106/104
車体の形状	ボンネット	タイヤ許容荷重(1本あたり)	950 kg	
車両重量	前軸	許容限度	前軸重	1,200 kg
	後軸		後軸重	2,200 kg
	和		車両総重量	3,400 kg
乗車定員	2人			
最大積載量	1,000 kg			

表2

	後軸オフセット	前軸	後軸	計
車両重量		950 kg	850 kg	1,800 kg
乗車定員	1,500 mm	70 kg	40 kg	110 kg
最大積載量	-330 mm	-140 kg	1,140 kg	1,000 kg
車両総重量		880 kg	2,030 kg	2,910 kg
積車時タイヤ負荷率		46 %	107 %	

・後軸タイヤ荷重オーバー

15. 主な車検の有効期間及び定期点検間隔一覧表

対象車種	点検区分等	検査証の有効期間		定期点検の間隔 (使用する別表)							備考 (主な車種等)
		初回	2回目以降	3ヶ月 (別表3)	3ヶ月 (別表4)	6ヶ月 (別表5)	6ヶ月 (別表5・2)	1年 (別表6)	1年 (別表7)		
乗用	普通・小型	3年	2年					●		一般の乗用車 (マイカー)	
	軽	3年	2年					●			
三輪	2年	←				○					
定員11名以上		1年	←	○						マイクロバス	
幼児専用車 (定員10人以下)		1年	←			○				園児送迎車 (定員は大人換算)	
貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						トラック (三輪を含む)	
	車両総重量8トン未満	2年	1年			○					
	車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○						
	車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○					
	軽	2年	←					●			
二輪	小型	3年	2年						●	250ccを超えるバイク (三輪バイクを含む)	
	検査対象外軽自動車	無	←						●	126cc以上250cc以下のバイク (三輪バイクを含む)	
特種	普通・小型	2年	←	○ 8t以上		○ 8t未満				キャンピング車、教習車 (乗用)、消防車、キャンピング・トレーラ	
特種 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						タンク車、散水車、現金輸送車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車	
	車両総重量8トン未満	2年	1年			○					
	車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○						
	車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○					
特種	軽	2年	←					●		ボート・トレーラ	
大特	車両総重量8トン以上	2年	←	○						ホイール・クレーン	
	車両総重量8トン未満	2年	←			○				フォーク・リフト	
大特 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						ストラドル・キャリヤ	
	車両総重量8トン未満	2年	1年			○					
	車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○						
	車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○					
農耕作業用トレーラ (大特)	積載あり (貨物)	車両総重量8トン以上	1年	←	○						
	積載なし	車両総重量8トン未満	2年	1年			○				
検査対象外軽自動車		無	←			○				そり付き、カタピラ付軽自動車	
運送事業用	旅客	普通・小型	1年	←	○					バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	2年	←	○					福祉タクシー	
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					貨物運送事業者のトラック (三輪を含む)	
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○						
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○					
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○					
		軽	2年	←					●		霊柩車を含む
	二輪	3年	2年						●		
	霊柩	通常タイプ	2年	←	○						霊柩車
		定員11名以上	1年	←	○						霊柩車バス形状

対象車種	点検区分等	検査証の有効期間		定期点検の間隔（使用する別表）							備考（主な車種等）
		初回	2回目以降	3ヶ月 (別表3)	3ヶ月 (別表4)	6ヶ月 (別表5)	6ヶ月 (別表5・2)	1年 (別表6)	1年 (別表7)		
レンタカー	乗用	普通・小型	2年	1年			○				マイカー型
		軽	2年	←			○				
		三輪	2年	1年	○						
		定員11名以上	1年	←	○						マイクロバス
		幼児専用車（定員10人以下）	1年	←	○						園児送迎車（定員は大人換算）
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						トラック（三輪を含む）
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○						
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○					
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○					
		軽	2年	←			○				
	二輪	小型	2年	1年				○			250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車	無	←				○			126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	2年	1年	○						キャンピング車
	特種 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						タンク車、冷蔵冷凍車
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○						
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○					
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○					
	特種	軽	2年	←			○				
	大特	車両総重量8トン以上	2年	1年	○						ホイール・クレーン
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○						フォーク・リフト
大特 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						ストラドル・キャリヤ	
	車両総重量8トン未満	2年	1年	○							
	車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○					ボール・トレーラ	
	車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○						
	検査対象外軽自動車	無	←	○						そり付き、カタピラ付軽自動車	

(注) 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

低圧進相コンデンサからの火災に注意！

低圧進相コンデンサからの火災は、例年梅雨の時季から暑さが続く秋ごろにかけて多発する傾向があります。

出火原因のほとんどが長年の使用による絶縁劣化で発熱し、火災になっています。

低圧進相コンデンサの耐用年数は約10年です。10年を過ぎたものは経年劣化による火災の危険があるため早めに交換しましょう。

また、1975年（昭和50年）以前に製造された低圧進相コンデンサは、安全装置が内蔵されていないため、特に火災となる可能性があります。

分電盤の低圧進相コンデンサ設置例



低圧進相コンデンサ



出火した低圧進相コンデンサ

詳しくはこちら



郡山消防HP

低圧進相コンデンサからの火災は、管内のほか全国的にも度々発生しており、建物を使用していない、また電気機器を使用していない場合でも、電気が通っていれば発生するおそれがあります。

建物や電気機器を使用していない場合は、メインブレーカーを切って、低圧進相コンデンサに電圧がかからないようにしましょう。

この機会に、工場や店舗、倉庫などの分電盤に古い低圧進相コンデンサが使用されていないか確認しましょう。

廃業した工場や店舗などの建物で、現在は住宅として利用している場合などは、特に注意をお願いします。



郡山消防署

16. 電子制御装置整備の認証追加申請時における届出様式及び添付書類チェックシートについて

- ・第2号様式（認証変更申請用）6枚
 - ・第4号様式（整備主任者選任・変更用）1枚
- } 各3部提出
- ※当会HPより様式及び記載例ダウンロード可能
- ・認証書（原本）
※紛失してしまった場合は、紛失届の提出が必要
 - ・整備用スキャンツールの写真（全体及びバージョン情報がわかるもの）
※下記 URL より対象スキャンツール リスト及びバージョン情報確認可能
<https://www.jamta.com/scan-tool-list>
 - ・水準器の写真
 - ・電子制御装置整備に必要な情報の入手に係る契約書等
※FAINES より入手する場合は不要です。当会にて契約状況の照会をします。
 - ・整備主任者等資格取得講習 修了証（写）又は1級整備士合格証書（写）
 - ・法人の場合 — 商業登記簿謄本（発行後3月以内の原本）
※役員の変更がない場合はコピーでも可
 - ・個人の場合 — 住民票（発行後3月以内の原本）

※申請内容によって上記の添付書類の他、必要に応じて求めることがあります。

17. 様式ダウンロード方法について

① 当会ホームページトップより「自動車整備事業関係（申請・届出）様式」をクリック

The screenshot shows the homepage of the Fukushima Prefecture Automobile Maintenance Association. At the top left is the logo for 'oasis' and the text '一般社団法人 福島県自動車整備振興会'. At the top right is a button for '会員工場専用 車検予約'. The main banner features cartoon characters and the text 'クルマの点検は忘れずに!'. Below the banner is a 'トピックス' section with a date '2023年06月07日' and a link '日野自動車株式会社における認証不正に係る自動車検査証(車検証)差替え及び自動車重量税補償について'. There are also buttons for '整備事業会員情報', '会員工場専用 車検予約', 'FAINES', '会員向け情報', and '~継続検査 OSS 関連窓口~ 日整連自動車情報サイト'. The 'お役立ち情報' section contains several buttons, with '自動車整備事業関係 (申請・届出) 様式' circled and a hand cursor pointing to it. A large downward arrow is positioned below the screenshot.

② 各種様式が表示されます

The screenshot shows a dropdown menu with two options: '▼ 自動車特定整備事業関係 (申請・届出) 様式' and '▼ 指定自動車整備事業関係 (申請・届出) 様式'.

18. 定期点検実施時の点検方法の見直しに伴う記録簿記載例について

(2年定期点検用点検整備記録簿写)

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検		室内点検		下廻り点検		外廻り点検	
■冷却装置 ファンベルトの緩み、損傷 冷却水の漏れ ■燃料装置 燃料漏れ ■公害発散防止装置等 プロパーバイ・ガス還元装置の配管等の損傷 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷 チャコール・キャニスターの詰まり、損傷 燃焼室から排出される排気ガスの臭気抑制装置の取付けの緩み、損傷 二次空気供給装置の機能 排気ガス再循環装置の機能 減速時排気ガス減少装置の機能 酸化還元剤等吸着装置の取付けの緩み、損傷	■エンジン・ルーム点検 パワー・ステアリングベルトの緩み、損傷 ★ 取付けの緩み オイルの漏れ オイルの量 パワー・ステアリングベルト ■点火装置 ☆ スパークプラグの状態 点火時期 ティストリビューターキャップの状態 スパークプラグ ■バッテリー、電気記録 タンク部の緩み、腐食 電気記録の接続部の緩み、損傷	■クラッチペダル 遊び 切れたときの床板とのすき間 クラッチペダル ■ホイール ☆ ホイールアライメント ☆ ホイールの空気圧 ■電動パキングブレーキ の対象となる識別表示(ブレーキウォーニングランプ等の警告灯)がONで点灯し、原動機を始動した後消灯する目視で点検する。もしも、スキャンツールでDTCを確認する。異常がなければ、レを記入する。	■エンジン・オイル 漏れ ☆ ステアリング・キャブボックスの取付けの緩み ☆ ステアリングのロッド、アーム類の緩み、がた、損傷 ☆ ボールジョイントのダストブーツの亀裂、損傷 ☆ トランスミッション、トランスアクスルのオイルの漏れ ☆ オイルの量 ☆ フラッシュミキション ■ブレーキ、ボディ 緩み、損傷 ■外廻り点検 ☆ フラッシュミキション ☆ オイルの量 ☆ フラッシュミキション ■車載式故障診断装置点検 OBDの診断の結果 ■日常点検 プレキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異常 低速、加速の状態 ヘッドランプの点検、点灯、調整 カイロ・ウォウツンヤ液の量 ウォウツンヤの噴射状態 ワイパの拭き取り状態	■エンジン・オイル 漏れ ☆ ステアリング・キャブボックスの取付けの緩み ☆ ステアリングのロッド、アーム類の緩み、がた、損傷 ☆ ボールジョイントのダストブーツの亀裂、損傷 ☆ トランスミッション、トランスアクスルのオイルの漏れ ☆ オイルの量 ☆ フラッシュミキション ■ブレーキ、ボディ 緩み、損傷 ■外廻り点検 ☆ フラッシュミキション ☆ オイルの量 ☆ フラッシュミキション ■車載式故障診断装置点検 OBDの診断の結果 ■日常点検 プレキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異常 低速、加速の状態 ヘッドランプの点検、点灯、調整 カイロ・ウォウツンヤ液の量 ウォウツンヤの噴射状態 ワイパの拭き取り状態	■エンジン・オイル 漏れ ☆ ステアリング・キャブボックスの取付けの緩み ☆ ステアリングのロッド、アーム類の緩み、がた、損傷 ☆ ボールジョイントのダストブーツの亀裂、損傷 ☆ トランスミッション、トランスアクスルのオイルの漏れ ☆ オイルの量 ☆ フラッシュミキション ■ブレーキ、ボディ 緩み、損傷 ■外廻り点検 ☆ フラッシュミキション ☆ オイルの量 ☆ フラッシュミキション ■車載式故障診断装置点検 OBDの診断の結果 ■日常点検 プレキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異常 低速、加速の状態 ヘッドランプの点検、点灯、調整 カイロ・ウォウツンヤ液の量 ウォウツンヤの噴射状態 ワイパの拭き取り状態	■エンジン・オイル 漏れ ☆ ステアリング・キャブボックスの取付けの緩み ☆ ステアリングのロッド、アーム類の緩み、がた、損傷 ☆ ボールジョイントのダストブーツの亀裂、損傷 ☆ トランスミッション、トランスアクスルのオイルの漏れ ☆ オイルの量 ☆ フラッシュミキション ■ブレーキ、ボディ 緩み、損傷 ■外廻り点検 ☆ フラッシュミキション ☆ オイルの量 ☆ フラッシュミキション ■車載式故障診断装置点検 OBDの診断の結果 ■日常点検 プレキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異常 低速、加速の状態 ヘッドランプの点検、点灯、調整 カイロ・ウォウツンヤ液の量 ウォウツンヤの噴射状態 ワイパの拭き取り状態	■エンジン・オイル 漏れ ☆ ステアリング・キャブボックスの取付けの緩み ☆ ステアリングのロッド、アーム類の緩み、がた、損傷 ☆ ボールジョイントのダストブーツの亀裂、損傷 ☆ トランスミッション、トランスアクスルのオイルの漏れ ☆ オイルの量 ☆ フラッシュミキション ■ブレーキ、ボディ 緩み、損傷 ■外廻り点検 ☆ フラッシュミキション ☆ オイルの量 ☆ フラッシュミキション ■車載式故障診断装置点検 OBDの診断の結果 ■日常点検 プレキ液の量 バッテリー液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異常 低速、加速の状態 ヘッドランプの点検、点灯、調整 カイロ・ウォウツンヤ液の量 ウォウツンヤの噴射状態 ワイパの拭き取り状態

●CO ₂ ・HC濃度 (アイドリング時) CO 0.00 % HC 3 ppm	●タイヤの溝の深さ (1.6mm以上) 前輪 左 5.0 mm 右 5.3 mm 後輪 左 4.5 mm 右 4.6 mm ●ブレーキパッド、ライニングの厚さ 前輪 左 11.0 mm 右 11.0 mm 後輪 左 2.9 mm 右 2.8 mm
事業場名、所在地、認証番号 吉倉自動車株式会社 4-00000 福島県福島市吉倉字吉田0番地	点検年月日 5 年 5 月 23 日 整備完了年月日 5 年 5 月 23 日
次回点検年月日 6 年 5 月 23 日	整備主任者の氏名 吉倉 太郎

注 二年間保存。

事業場控